

午前10時開議

副議長（たけうち忍君） ただいまから本日の会議を開きます。

会議録署名人選定について

副議長（たけうち忍君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

鈴木真澄君

のだて稔史君

ご了承願います。

日 程

副議長（たけうち忍君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第1、昨日に続き

一般質問

を行います。

順次ご指名申し上げます。

木村けんご君。

〔木村けんご君登壇〕

木村けんご君 第2回定例会、自民・無所属・子ども未来の一員として一般質問をいたします。

「人生100年時代に向けての定年制の見直しを」「犬猫の殺処分ゼロに向けた品川区の現状について」「迫りくる首都直下型地震に対し、本区の備えは」「川崎市で起きたスクールバス停殺傷事件、本区での対策は」についてお聞きをいたします。

最初に、「人生100年時代に向けての定年制の見直しを」からの質問です。

最近、新聞やテレビ等で「人生100年時代」という言葉をよく聞くようになりました。なぜ今、「人生100年時代」という言葉が言われたのでしょうか。根拠はどこにあるのでしょうか、お聞かせください。

百歳高齢者表彰式が始まった昭和33年の100歳以上は国内全体でわずか153名でしたが、昭和56年には1,000名、平成10年1万人、平成24年には5万人を超え、平成30年には9月現在7万人を超えて6万9,785人に上り、女性が全体の約9割を占めているそうです。この統計を見ても、我が国は急速に人生100年時代へ向かっていることがわかります。

ある新聞記事には、日本政府は国家公務員の定年の引き上げを検討しているとの記事がありました。政府では、社会保障制度改革の一環として「生涯現役社会」を挙げ、高齢でも意欲さえあれば働ける社会にするため、国家公務員の定年延長を検討しました。一方、民間にも広げるため、高齢者雇用確保措置を義務づけています。

お聞きいたします。現在の国家公務員の定年年齢は60歳ですが、その年齢を2021年度ごろには段階的に引き上げる方針と見られ、それに伴い地方公務員についても引き上げようとしている動きが出ています。現在65歳や70歳は本当に元気ですが、定年を引き上げようとしている裏には政府の何かの考えがあると思っていますが、これに対して本区のお考えをお聞かせください。また、本区としては、品川区の職員の定年年齢は何歳ぐらいが適正とお考えでしょうか。

今現在、日本は世界一の長寿社会を迎えています。ある海外の研究では、2007年以降に日本で生まれた子どもの2人に1人が107歳よりも長生きすると言われていています。100年時代という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育から小中高等学校教育、大学教育、さらには社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が重要。人生100年時代に、高齢者から若者まで全ての国民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるのが重要な課題となってくるとあります。

お聞きいたします。まだまだ先の話ですが、人生100年時代になると、区民の2人に1人が100歳を迎えると言われていますが、区民の皆さんが長生きすると大変になることは何、地方行政として大きく変化するところはどういったところでしょうか、お聞かせください。

政府の動きも気になるところです。安倍政権は、2017年に「人生100年時代構想」を打ち出し、これまで8回にわたり官僚や有識者を集めて会議を開き、内閣府は中間報告をまとめて発表いたしました。それによると、これからは生涯教育が大切であり、官民が力を合わせて努力していくことが大事と提唱されています。特に大学教育を改革し、幾つになっても学べ、それによって退職後も起業したり再就職したりできるようにしなければならぬとしています。

お聞きいたします。超高齢化により公的年金が抑制されると思います。老後の生活資金や公的医療年金制度は必要です。多様な動き方が混在するライフスタイルに対し、社会は、行政はどのように対応していくべきとお考えでしょうか、お考えをお聞かせください。

次に、「犬猫の殺処分ゼロに向けた品川区の現状について」です。

全国の殺処分については減少傾向にあるものの、依然として人間の無責任な行動の結果として無数の罪のない命が奪われています。ブリーダーやペットショップの売れ残り、繁殖できなくなったり、おもちゃがわりとして遊ばれた犬や猫は、二酸化炭素で窒息させられた後、ぼろ雑巾のように捨てられ、最終的には焼却処分にされてしまいます。

東京都は、平成30年度に犬と猫の殺処分ゼロを達成したと発表、犬については28年度に達成したが、猫については今回が初めてと発表したそうです。これまでの累計で最も多く殺処分された動物は猫で、27年度は193匹とあります。都福祉保健局では、適正な飼育について啓発活動を続ける一方、飼い主のいないペットの譲渡先確保に取り組んできたとお聞きします。登録団体は50団体を超え、個人の譲渡先も増加したことで、29年度の殺処分は16匹に激減、30年度にはゼロを達成したと発表されました。

お聞きいたしますが、このように都が殺処分ゼロと発表されたということは、もちろん本区もゼロと考えてよろしいのか、品川区の現状をお聞かせください。

都知事は会見で、引き続き人とペットの共生社会をめざすと力強く宣言、飼い主の高齢化で十分な世話ができなくなるケースや、死別により飼い主を失ったペットたちの譲渡先の確保にも力を入れるともとれる発言があったそうです。この発言に、多くのペット愛好家はどれだけ喜んだことかと思います。しかし、このような発表もありました。攻撃性が強いペットや重篤な病気にかかっている場合、殺処分はいたし方ないような発言もあったそうですが、このことに関しては本区でもいたし方ない、殺処分は当然との認識とお考えでしょうか、お聞かせをください。

本当にそうでしょうか。重篤な病気の場合は、治療しても完治の可能性がない、それどころか感染のおそれがある、いたし方ないと私も思いますが、しかし、攻撃性が強い場合は調教のやり直しは考えられないのでしょうか。人とペットを比べることは妥当ではないかもしれませんが、人間の場合、罪を犯してしまったら、刑務所での再出発のための訓練が行われます。刑期が終われば社会へと復帰すること

ができますが、ペットの場合、再調教とは考えられませんか。攻撃性の強い犬の原因は、人間の育て方にも責任があると思っています。

人それぞれに、命についてはいろいろな考え方があると思いますが、私自身は人間の命とペットたちの命に大きな差はないと思っています。殺処分ゼロを語る時、動物に対する多様な思いや考え方があると思いますが、本区はどのようにお考えでしょうか、お聞かせをください。

本来、殺処分ゼロの真の目的は、不幸な動物を減らすことではないでしょうか。この目標を達成するためには、前段階としてクリアしなければいけない課題がたくさんあります。

お聞きいたします。まずは、施設に送り込まれてくる犬猫を減らす対策が必要になります。なぜ多くの犬猫が生み出され、行き場を失ってしまうのでしょうか。それは、第1に、犬猫の大量生産を容認する社会の問題です。第2に、消費者である皆さんの変化や向上が必要です。第3に、野良犬や野良猫の対策は絶対に必要です。つまり、動物取引業者への規制や取り締まりの強化、飼い主の飼育責任の強化、野良犬や野良猫の不妊去勢手術が絶対必要と考えますが、行政としてのお考えをお聞かせください。

こういった3つの過程を無視し、一足飛びで「殺処分ゼロ」の数値だけをめざした結果、施設の中の犬猫の福祉が損なわれているのが現状だと私は思っています。犬猫を飼うことが一つの感情ある、また感情を持った命を迎え入れることだと認識し、飼い主の一方的な都合や思想を押しつける存在ではないことを知るべきと私は思っていますが、本区のお考えをお聞かせください。

2014年6月3日、環境省は、殺処分されている犬猫について、将来的には殺処分ゼロにするための行動計画を発表しました。しかし、今後は殺処分ゼロではなく、治る見込みのない重篤な病があるなど、譲渡することが適切ではない場合を除いて、殺処分数を減少させていく方向で対応していくことが必要と私は思っていますので、よろしく願いをいたします。

次に、「迫りくる首都直下型地震に対し、本区の備えは」からの質問をいたします。

首都直下型地震が切迫していると言われていたと思いますが、本部としてはどのように現在お考えでしょうか、まずお聞かせをください。

東日本大震災から8年以上が経過をいたしました。震災発生当時は、私たちの知り合いにも非常食や飲料水を買ってそろえる方々も多くいましたが、今現在では防災意識が薄れつつあります。近年、日本を襲う大地震の発生の確率は確実にふえ続けているそうです。日本列島に住む私たちは、地震や火災、火山噴火などの自然災害から逃れることはできないでしょう。中でも、東海から西日本の太平洋沖合で発生すると言われている南海トラフ巨大地震とともに心配されるのが首都直下型地震。30年以内に起きる確率70%と発表されたことは、皆さんも記憶に残っていることと思います。しかしながら、これは過去に発生した巨大地震の経験から推測された数字で、その実態についてはイメージしにくいとも言われています。30年間起きないかもしれませんが、あす、またきょう起きるかもしれない。それが首都直下型地震。日ごろから意識して備えておくことが大切だと思います。

お聞きいたします。大きな揺れに家屋の倒壊や火災はもちろんですが、やはり人命尊重を第一に考えなければいけないでしょう。本区としては、首都直下型地震に対応するに当たっての基本的な考え方、そして、そのために何を準備し、区民の皆さんにはどのように周知啓発をしていくのでしょうか、お聞かせをください。

また、人は時間とともに緊張感が薄れていき、いずれは忘れてしまうものです。区民の方々に心のどこかに少しでも緊張感を維持していただくためには、行政として何が必要とお考えでしょうか、お聞かせをください。

首都直下型地震に関する予測では、あすではないにしても、5年先とか10年先までには起きる確率が高いと理解してもよいとされています。東京にはJR山手線外周部を中心に木造住宅密集地域が広範に分布しており、首都直下型地震が発生した場合に地震火災など大きな被害が想定されています。本区におきましても、首都直下型地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、東京の各区や品川区の最大の弱点である木密地域の改善を一段と加速するため、木密地域不燃化10年プロジェクトに取り組んでいますが、木密地域解消の進捗状況はいかがなものでしょうか、お聞かせをください。

また、本事業は令和2年度末期限と伺っていますが、事業地区内を見ますと古い家屋が依然として多くあり、引き続き対策が必要であると感じます。そこで、令和3年以降における本事業の継続について、本区の考えをお聞かせください。

最後に、川崎市で起きたスクールバス停殺傷事件について、本区での対策についてをお伺いをいたします。

先月5月28日、早朝に起きた川崎市の殺傷事件、小学6年生の女子1名と保護者1名、2名の犠牲者、計20名の死傷者を出したこの事件、犠牲になられたお2人の方々に対し、この場をおかりしてご冥福をお祈りいたします。

何ともいたたまれない気持ちになったのは私だけではなく、多くの国民の皆さん、議場にいる議員の皆さんの心も傷ついたことと思います。街頭でも、通行人が突然無差別に襲われる事件も後を絶ちません。

犯人と犠牲者の間に接点があったケースはまれで、社会への不満を一方向的に募らせるなどして、死刑になりたかった、世の中が嫌になったといった身勝手な動機が目立つとされています。

また、6月14日、午前7時ごろには、兵庫県川西中学校に刃物を持った男が侵入、男性教員2人に刃物を見せた上で生徒に危害を加えるなどと脅かし、十数分後に立ち去った後、警察官に逮捕された事件も起きました。

今回、この川崎市での事件では、本区の教育関係者の皆さんもさぞつらい思いをされ、もしこれがと考えると、大変な危機感を感じることでしょう。

お聞きいたします。このように全国各地で未来ある子どもたちが犠牲になる事件や未遂事件が起きています。父兄の皆さんは、学校に預ければ安心・安全と思っているでしょう。しかし、2001年に大阪教育大附属池田小学校で起きた校内児童殺傷事件では、学校は安全という神話が根底から引っくり返されました。喉もと過ぎれば何とやらではありませんが、このような痛ましい事件がたびたび起きているのが現状です。

お聞きいたします。今回の事件でスクールバスの乗り場が標的となりましたけれども、教育委員会としては、どのような場面でも、どのような状況でも、ご両親のもとにお返しをするまで子どもたちの安全を守ることが任務と思います。この事件をきっかけに、子どもたちの命を守る現在ある規則やシステムなどをどのように変えようとお考えになったのでしょうか、お聞かせをください。

その後の調べで明るみに出たことは、犯罪者は事前に下調べをしていたとの調査結果も発表されました。突発的ではなく綿密に調べた、時間帯を狙った可能性が出てきました。

お聞きいたします。犯行を予測するのは至難のわざですが、犯行を犯す側も事前に調べ、人通りの少ない時間帯を狙い、犯行に及んだと思います。今回の事件を教訓に、登下校時の通学路の安全を再点検し、父兄や地域の警察署との連携を一層密にして防犯強化に努める必要があると思います。周囲の目が届きにくい死角はないのか改めて点検をし、1年を通して警備強化を行うことを約束してほしいと思

ます。最後に力強いご答弁をお聞かせください。

以上で、私、木村けんごの一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

区長（濱野健君） 私からは、首都直下地震に対する区の備えについてお答えを申し上げます。

初めに、首都直下地震の切迫についての区の認識であります。首都直下地震の発生を予測することは不可能ですが、いつ発生してもおかしくないと認識しており、そのためにも日ごろからの備えが重要だと考えております。

次に、首都直下地震に対応するに当たっての区の基本的な考え方についてですが、国の中央防災会議が防災基本計画で示しているとおり、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る、いわゆる減災の考え方です。そして、区の災害対策基本条例において、自助・共助・公助に基づき、区、区民、防災区民組織、事業所等が災害の予防対策、応急対策および復興対策におけるそれぞれの役割を果たせるよう、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、被害の最小化を図り、区民の生命・身体・財産を災害から保護することとしております。

また、区民に対する周知・啓発におきましては、各種防災訓練、防災体験館、防災学校、ハンドブックの配布など、さまざまな手段と機会を活用し、防災に関する知識の普及および防災意識の啓発に努めているところであります。さらに、区民の緊張感を維持するためには、繰り返し周知・啓発するとともに、国内外の最新の災害事例や教訓、災害の発生確率などについて周知することも必要であると考えております。

次に、木密地域不燃化10年プロジェクトについてですが、老朽住宅等の除却と建てかえ等に対する助成を軸に東京都と連携して実施し、平成30年度末までに除却を478件助成するなど、事業を推進してまいりました。しかしながら、市街地の燃えにくさを示す不燃領域率は45%から69%であり、目標とする70%には達しておりません。令和3年度以降における本事業の継続については東京都から示されておりましたが、引き続き安全・安心のまちづくりに取り組む必要があると認識しております。そのため、現在の期限未までの2年弱の間に多くの方に制度を利用していただくよう取り組むとともに、期限後の事業の継続について東京都へ働きかけてまいります。

その他のご質問等につきましては各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

総務部長（榎本圭介君） 私からは、人生100年時代についてお答えします。

「人生100年時代」とは、ベストセラーとなった著書『ライフ・シフト』の中で提唱された言葉です。日本においても健康寿命が世界でトップクラスであることから、国が「人生100年時代構想会議」という研究会を設置し、検討を行っているところです。

次に、定年制についてですが、国は、公的年金の支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するという現在の制度から、段階的に定年年齢を引き上げる検討を行っております。少子高齢化が進展し、若年労働力人口が減少する中、働く意欲と能力のある者が活躍できる場をつくっていくことが社会全体の重要な課題であると認識しております。

次に、区職員は、事務職、技術職のほか、さまざまな職種があります。一律に定年年齢として定めることができるのかは、特別区の任用制度としての実態を踏まえつつ、今後検討していく必要があると考えております。

次に、地方行政の変化であります。住民サービスの質と内容、さらにはサービス期間の長期化への

対応が必要になると考えられます。また、介護保険などの社会保障に関しては、安定したサービス提供のために介護サービス基盤の整備や保険料収入の確保等が課題となります。

最後に、多様なライフスタイルに対する行政の対応につきましては、医療福祉分野などの生活面や地域活動、生涯学習に代表される生きがいにかかわる活動など、そのさまざまなニーズに対して多面的に支援していくことが求められ、その充実が必要と捉えております。

〔品川区保健所長福内恵子君登壇〕

品川区保健所長（福内恵子君） 私からは、犬猫の殺処分ゼロに向けた品川区の現状についてお答えいたします。

犬や猫の保護や譲渡、殺処分等については都の事業であり、区は狂犬病予防法などに基づき、一部の事務や啓発を行っています。都の発表した平成30年度における殺処分件数は都内各自治体の総数ですので、品川区についても犬猫ともにゼロでした。

次に、やむを得ず行う殺処分についてですが、都が扱うのは飼い主が不明もしくは適正なしつけ、飼育がされていないペットを収容したものが多く、その中で攻撃性の強い場合の再調教は難しいため、殺処分はやむを得ないと考えます。

次に、区の殺処分ゼロに対する考え方についてですが、動物愛護に関する取り組みのめざすところは、動物の虐待と無責任な飼育放棄を防止し、人間が動物愛護、生命尊重の精神を持つことで不幸な動物をなくすことであります。その取り組みの中で結果として殺処分ゼロという成果が出るものと考えています。

また、不幸な動物を減らすためには、動物取扱業者の法令順守や適正管理の徹底、飼い主の終生飼養や適切な繁殖制限などの飼育責任が課題と認識しており、これまでも都の事業者への監視指導にあわせて、区では適正飼育の啓発や不妊去勢手術の助成などに取り組んでおります。

最後に、犬猫を飼うことの方針についてですが、動物は命ある生き物であり、動物を愛護し、生命を尊重し、人と動物の共生する社会の実現を図ることが重要であると考えます。区としては、引き続きマナー教室等を通じてその実現に向け取り組んでまいります。

〔教育次長本城善之君登壇〕

教育次長（本城善之君） 私からは、通学路の安全についてお答えいたします。

区教育委員会では、現在、年間を通して通学安全確認員を配置し、交差点等における安全確保や通学路およびその周辺の巡回業務を行っているところです。そのほか、83運動やスクールサポーターの活用などの方策により児童・生徒の安全確保に努めております。まずは今後ともこれらをしっかりと継続して取り組んでいくことが大切であると考えております。

また、このたびの事件を受けて、警察、PTA、学校、関係課による緊急会議を行い、安全に関する意見交換と情報共有を行いました。そこでは、事件はどこでも起こり得るという認識を持つと同時に、事件を起こさせない風土づくりを進めることが大切であり、そのためには地域の大人が一体となって子どもを見守ることが重要であるなどの意見が交わされました。

次に、安全の再点検についてです。通学路の危険箇所については、今年度より、関係各課、諸団体との連携による合同点検として、「品川区通学路安全安心プログラム」を実施することとしております。この点検に基づく改善やこれまで取り組んできた事業の見直しを通して、子どもにかかわる全ての関係者が安全に対する意識を共有し、地域社会全体で子どもを守っていけるよう全力で取り組んでまいります。

副議長（たけうち忍君） 以上で、木村けんご君の質問を終わります。

次に、芹澤裕次郎君。

〔芹澤裕次郎君登壇〕

芹澤裕次郎君 品川区議会自民党を代表して、通告順に従い一般質問を行います。

まず、空き家の利活用について伺います。

ことしの4月、総務省から平成30年度住宅土地統計調査の概数集計が公表されました。この統計では、総住宅数の伸び率は若干縮小したものの、依然ふえ続けており、空き家率は過去最高となる13.6%に達したとあります。東京の空き家数は微減ではありますが、依然80万戸以上の空き家があるようであり、

空き家対策については、平成29年度決算特別委員会にて質問をし、その際には、所有者に対してさまざまな通知を行い、危険な空き家の改善に取り組んでいるといった答弁をいただきました。平成31年3月時点で、区内の空き家数644戸のうち、危険な状態にある特定空き家が1戸、不適正な管理にあるものが101戸であること、また、過去に行政代執行に至った実績が2件あることも伺いました。区が行っている実態調査では、空き家の定義を「戸建て住宅および全室空室の共同住宅・長屋等」と定めているようですが、マンションの歯抜け的な空室を含む総務省の調査では、平成25年度時点で区内に約2.6万戸以上の空き家があり、うち4,300戸が腐朽・破損ありとの結果が出ています。これらの件数から、建物としての空き家にせよ、空室にせよ、大半がそのままあるいは多少メンテナンスを施すことによって利活用が可能な状態にあると考えています。しかしながら、区のホームページ内、「品川区の空き家対策等」のページを拝見しても、利活用に関する記述はそのページにはなく、リンク先をいろいろ開いていくと少しだけ利活用について触れている状態であり、

また、平成27年施行の「品川区空き家等の適正管理等に関する条例」を見ても、基本的には危険空き家や管理不全の空き家を中心に行政側の権限を確認したものであって、利活用については最低限の記載となっております。この流れとして、施行の翌年に区内で代執行が行われたことも鑑みて緊急的に条例をつくったものだと考えますが、現状では利活用できる空き家もいずれは管理不全となる可能性があり、行政側が空き家の発生防止、利活用について力を注ぐべきだと考えています。現状の条例の改定もしくは発生予防および利活用に関する条例の制定も検討するべきだと考えますが、いかがでしょうか。空き家の利活用に重点を置いた条例の制定について方針をお聞かせください。

平成29年度決算特別委員会では、空き家に対する相談の流れについても質問させていただきました。区が空き家相談窓口として開設をしている「空き家ホットライン」の稼働、平日、月・水・金3日間の午前中に限られていることを指摘した際には、区からの同ホットライン、昨年度の実績は、空き家全体の相談数222件のうち16件程度であること、また、今後対応時間や窓口の拡充も検討していくとのことご答弁をいただきました。空き家相談窓口の拡充について進捗をお示しください。

また、先ほど述べた条例の整備とともに、ぜひ新たな空き家対策の体制構築を検討していただきたいと思えます。例えば、豊島区では平成30年に空き家活用条例を施行し、翌年の本年には地域貢献型空き家利活用事業をスタートしました。事前登録をした多世代交流のコミュニティカフェや高齢者の健康、介護のサポートスペース、子育て世代を応援する支援の輪の提供など、民間のさまざまなサービスを提供できる団体と空き家の管理者をマッチングし、リフォーム等の費用の一部を助成する方針であります。品川区も豊島区と同様に人口が伸びており、かつ、土地不足のためにさまざまな民間団体が参入しにくい現状も見受けられることから、非常に効果が見込まれると考えております。

また、当然ながらマッチング型の事業はマッチング自体を行政が行うものではなく、民間団体へ行政

が情報提供を行い、それをもとにマッチングを民間が進めていくことで、スピーディーに多様なマッチングが行われるメリットがあります。マッチングを取り仕切る団体については大変な選定を行われるかと思いますが、そもそも品川区が保有する情報を民間事業者に提供する行為について、現状法的な制限があるのかお示してください。

空き家の活用については、私人の財産に対するアプローチであり、特に相続によって生じた空き家は権利者が複数いるケースも多くあることから、全てが円滑に進むものではありませんが、ぜひさまざまな方向から粘り強く対応して区民のサービスの向上につなげていただければと思います。空き家対策の体制構築についてご見解をお聞かせください。

空き家に関して、最後に予防の観点から伺います。

空き家の発生予防に関しては、パンフレットやセミナーの開催など普及啓発、そして工事費の助成など、経済的な支援にもさまざま取り組みをしていただいております。現在の施策を進めている中で見えている課題などがあればお聞かせください。

空き家の発生についてはさまざまなケースがあります。そのケースの一つとして、無接道家屋があります。無接道家屋については、建設基準法で定める道路に敷地が2メートル以上接していない家屋であります。この無接道家屋については、建設基準法第43条の規定により、原則として建てかえをすることができません。よくあるケースとして、相続で取得したものの建てかえができず、また道路に面していないため、不動産価値も低く売却ができない。そして、この状態では融資の担保にすることもできず、そのまま空き家になっていくケースがあります。この対応として、足立区では、建設基準法第43条ただし書きの規定を使い、区内の規制緩和を行うことで建てかえができるようになっております。品川区でも木造住宅密集地域が多く、このような規制緩和を導入することは区内の空き家発生予防に大きなメリットがあると考えますが、ご見解をお聞かせください。

続けて、ICT化について伺います。

介護施設と保育施設におけるサービスは、大切な家族を預けるという意味で非常に近い業種だと思っております。また、慢性的な人手不足も共通しており、ICT化を進め、職員の業務効率を上げることでサービスの質の向上を図るべきと考えます。

例えば五反田の介護施設では、部屋、通路などさまざまな場所にセンサー式の見守りカメラを設置し、施設内で一定のモーションを捉えるとその前後を記録し、後から確認することが可能です。これは盗難等の外部からの犯行や、万が一の職員からの入所者に対して暴行等が発生することを未然に防ぐものでありますが、入所者が誤って転倒などをしてけがを負った際に正確な検証が可能となることから、ご家族への対応の際、不和が生じず、業務量も、そして心理的負担も削減できていると伺いました。保育の場でも同様の活用が可能だと考えます。保育園で働く職員の方々は、日々細心の注意を払いながら預けられた子どもたちを見守られていると思いますが、子どもとは元気なもので、ただ遊んでいる中でも転んだりぶつかったりということが起きてしまいます。保護者と職員の両者の安心のため、園内の防犯カメラ、見守りカメラの設置をしていくべきだと考えますが、区の見解をお聞かせください。

続けて、介護分野についても伺います。

東京都では、平成31年度介護保険施設等にICT活用促進事業をスタートしました。しかしながら、補助額、補助対象ともに非常に限られており、十分なICTの導入は図られないと考えております。都と連携をしながら区も独自で設備投資等のサポートをすることで、施設職員の業務負担軽減が図られ、サービスの質が上がると考えております。区内の介護施設へのICT推進についてご見解をお聞かせく

ださい。

続いて、区民の交通手段および安全性の確保について伺います。

東京都を中心とした都市部では、スーパーマーケットや学校、病院、駅といった生活における主要施設が自宅周辺に位置し、地方に比べて日常生活圏が非常にコンパクトになる傾向があると思います。かつて主流であった自動車での移動機会は徐々に減少し、区内のマンションや戸建て住宅を見ても、そもそも駐車場がない、もしくは少ない物件も多く、これから脱自動車の傾向は強まってくるとも考えています。

その一方で、厳しい住宅環境や環境意識、健康意識の高まりを受けて、自転車の利用者数は年々ふえ続けております。小回りがきき、町の各所に気軽に入っていくことのできる自転車は私も愛用しているところではありますが、半面、ちょっとした事故や操作の誤りで操縦者や歩行者に大きな被害を及ぼすおそれがあります。特に子ども乗せた保護者や高齢者の操縦する自転車の事故については、死亡事故も含め大きな被害になりやすく、普及啓発が必要ではないでしょうか。これまで歩車道の分離や自転車のマナー啓発など、さまざまな活動を行ってきていると思いますが、ハードの整備、そしてソフトの普及について、それぞれの実績、課題をお聞かせください。

関連して、交通手段の確保の観点から伺います。

主に若い世代ではやっているロードバイクやBMX等は、趣味でのツーリングや電車通勤のかわりに使われ、生活必需品とまで言えないことも多いと考えています。しかしながら、子育て中の保護者にとっては、自転車がなければ日常生活圏を回ることができない場合も少なくありません。子どもの送迎に自転車を乗る必要がある、そういった場合には電動アシストつき自転車が大きな助けとなりますが、通常のシティサイクルが一、二万円程度で購入できるものに比べて、電動アシストつき自転車は10万円以上するものが多く、非常に高価であります。子育てに励む保護者への支援として電動アシストつき自転車の購入の一定の補助を検討するべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

例えば、先ほど申し上げたように、子どもを乗せた自転車には非常に大きな事故につながりやすい。しかしながら、子育て世帯こそ自転車が生計必需品であることを考えて、補助対象条件として品川区の自転車マナー講習の受講を含めるのはいかがでしょうか。また、自転車保険の加入を要件とすることも非常に意義があると考えます。区のご見解をお聞かせください。

最後に、マイナンバーの活用について伺います。

2015年から始まったマイナンバー制度であります。全国的に普及率が伸び悩んでおります。既に区では、マイナンバーカードを使ったコンビニでの住民票発行や、内閣府がつくったマイナンバーカードを使ってログインするアプリ「マイナポータル」での一部の電子申請を行えるように進めておりますが、区内での発行率は平成31年4月1日時点で16.8%と、前年から2.9%増にとどまっております。

このマイナンバーカードの電子証明書は5年ごとに更新が必要なものであり、制度開始から間もなく5年。2020年の1月以降、それぞれのカードの中の電子証明書を更新するかどうかが選択する際、現状ではそもそも更新しない方が多くなるのではという報道も拝見しました。そもそもマイナンバーカードは区民の利便性の向上を通じて行政の負担軽減につながる制度であり、国に一任をするのではなく、各自治体が積極的に活用していくべきだと考えます。これからiPhoneでのカードの読み取りが可能となると発表され、ほぼ全てのスマートフォンで対応することとなり、更新しない方を減らすという意味では、この一、二年で区民の方々にしっかりとカードを使うメリットを感じていただけるような制度を整えていく必要があると考えております。

例えば、子育て分野、そして介護分野においては、書類手続が多く非常に煩雑であります。子育てについては、妊娠の届け出など一部の手続のみがマイナポータルでの申請が可能ですが、実質的には区内で使われておらず、品川区が進めている電子申請は東京都下の自治体で共同運営している東京電子自治体共同運営サービスであります。こちらは、電子証明のない、いわゆる本人確認がされていないサービスであり、そもそも行政が推奨できる環境ではないと考えています。

これまで電子申請で行っていなかった保育園の入園手続やさまざまな手続を、マイナポータルを活用してしっかりと電子証明書にて本人確認を取りながら各スマートフォンで申請可能とすることで、区民の利便性の向上およびマイナンバーカードの普及、ひいては行政の負担軽減につながると考えています。ご見解をお聞かせください。

また、電子申請については添付書類の問題があります。課税証明など、行政側が発行できるものについてはマイナンバーカードにて本人確認ができていることを考えれば、電子申請後、行政側で書類の準備、要件適合の可否のチェックをすることでクリアできる問題にも思います。

また、並行して、介護分野についてもさまざまな手続があります。子育て分野と違い、現状全ての手続は窓口申請が原則であります。この介護分野においてもマイナンバーカードを使った電子申請を解禁して、申請者である区民の負担軽減と行政のスリム化を図るべきだと考えております。スマートフォンでの申請でありますので、家族が申請する必要がある、そういった点、また、介護分野においては窓口などでの対面での手続も必要となる点がありますが、少しでも申請者の負担、そして職員の負担が減るやり方を検討していただければと思います。介護分野における電子申請の促進について、区のご見解をお聞かせください。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

区長（濱野健君） 私からは、自転車における安全性と支援についてお答えを申し上げます。

まず、安全性の確保のうち、ハード整備についてですが、区では昭和40年代後半から、安全対策として歩行者と車を構造的に分離する歩道の整備を積極的に行っており、区道には現在約86キロメートルの歩道が設置されております。しかしながら、最近では歩道内を走行する自転車と歩行者との接触のおそれなどの課題があることから、自転車の走行空間をより明確にする自転車レーンの整備を計画的に進めているところであります。また、ソフト面では、親子自転車安全教室や自転車安全利用キャンペーンなど、さまざまな機会を捉えて、警察と連携し自転車の安全利用について啓発をしております。しかしながら、自転車に関与する交通事故は横ばいで推移していることから、啓発の機会をふやしているところであります。

次に、電動アシスト付き自転車購入補助についてですが、子育て中の方は個々の生活に応じてベビーカーや抱っこひもの利用などさまざまでありますので、導入は考えておりません。自転車の安全利用は大変重要なことですので、引き続きハード・ソフト両面からさらなる安全対策を進めてまいります。

その他のご質問等につきましては各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

都市環境部長（中村敏明君） 私からは、空き家の利活用についてお答えいたします。

初めに、利活用の条例についてですが、空き家の活用につきましては、比較的状态が良好な建物の所有者等にリフォームや賃貸についての協力をお願いすることから、所有者等に対し十分な説明を行い、

理解を得ることが何より大切であると考えております。条例の制定は現在考えておりませんが、所有者等の理解が得られるよう、利活用についてさまざまな方法を検討してまいります。

次に、窓口の拡充についてですが、区で開設している空き家ホットラインの開設時間は、これまで月曜日、水曜日、金曜日の午前中でしたが、区民の皆様からの情報をより多く受けとめられるよう、7月から開設時間を月曜から金曜の午前中に拡大する予定でございます。情報を広く収集できるよう、引き続き努めてまいります。

次に、マッチング支援についてですが、利活用を進める民間事業者への情報提供は、所有者等へ情報の提供先や利用目的などについて同意をいただければ提供可能であると考えております。空き家の利活用を進めていくに当たりましては、所有者等の理解と協力、民間事業者や専門家団体との連携が重要であることから、実効性のある体制構築について検討してまいります。

また、発生予防における課題ですが、区のこれまでの取り組みの中で、空き家となる理由としまして、相続により権利が細分化し、売却や賃貸等の意向がまとまりにくくなることが大きな要因と捉えております。区としましては、建物や土地の処分や活用は自己の責任において早くから準備する必要があることを理解してもらい、不動産という大切な財産を適切に運用してもらうことが必要であると考えております。そのため、予防の重要性を認識してもらい、必要な情報を届ける機会を定期的に設けるなど、積極的な啓発に取り組んでまいります。

次に、無接道家屋に関する規制緩和についてですが、他区では、建てかえをしようとする無接道敷地の周辺に新たな避難路を設置することを条件に許可を実施しております。一方、区では、隣接地の建物をそのまま残し、建物が建っていない空間を通行承諾を得ることを条件に規制緩和を実施しております。規制緩和にはさまざまな方法がございますけれども、災害時の人命確保に関する重要な規定ですので、敷地周辺の状況をしっかり見定めながら、建築主の相談に丁寧に対応してまいります。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

子ども未来部長（福島進君） 私からは、保育と介護の施設のICTの活用およびマイナンバーカードの普及に向けた電子申請についてお答えいたします。

まず、保育園での防犯カメラの導入についてですが、国による「教育・保育施設等における事故防止および事故発生時の対応のためのガイドライン」において、事故の発生予防のため、ビデオ等記録機器の活用の取り組みを求められています。保育園での導入については今後検討してまいります。

介護施設については、ICT機器は日進月歩で開発が進められており、現在区では、機器展示会の見学、先駆的に取り組んでいる施設の視察、開発メーカーからの聞き取り等、情報の収集に努めているところです。今後は東京都の補助金の動向を注視しつつ、区内法人等と意見交換を行い、導入に際しての必要な支援策について検討してまいります。

次に、マイナンバーカードの普及に向けた電子申請についてお答えいたします。

まず、保育園の入園申請ですが、窓口において申請内容や世帯の就労状況等をきめ細かく聞き取る必要があります。また、保育施設や特別保育、さまざまな助成制度等について丁寧な説明が求められていますので、電子申請での受付は行っておりません。しかしながら、電子申請の導入により保護者の利便性の向上や事務の効率化が図られますので、今後研究を重ねてまいります。

次に、介護分野における電子申請の促進についてですが、介護認定申請やケアプラン作成依頼があったときには、ケアマネージャーが訪問してご本人の様子を確認しアセスメントを行うため、その際に手続を行っています。また、その他の申請についても、介護保険関係法令で利用者支援が定められている

ため、ケアマネージャー等が手続を代行しています。しかしながら、少数ではありますが、ご本人が直接申請手続をするケースもあるため、電子申請により申請者の負担軽減を図るといった制度の趣旨を踏まえ、活用について研究してまいります。

副議長（たけうち忍君） 以上で、芹澤裕次郎君の質問を終わります。

次に、こんの孝子君。

〔こんの孝子君登壇〕

こんの孝子君 区議会公明党を代表して一般質問を行います。

初めに、防災対策についてお尋ねいたします。

質問の1点目は、防水防災行政無線情報の見える化についてです。

現在、災害時の情報提供手段として設置されている防災行政無線は2021年に完全デジタル化となり、これまでより機能活用の幅が拡大され、これまでの音声中心の情報伝達から、画像や文字表示板による多様な情報伝達の可能性が大きくなります。防災行政無線屋外スピーカーは聞きにくいなど課題はありますが、「アラート」など、総務省から直接情報が発信される重要な発信媒体であり、完全デジタル化された後の活用について充実が求められます。そこで、音声の発信に加え、言葉による情報を受け取りにくい方へ、視覚から情報が得られるよう、防災行政無線情報を電光掲示板などで表示するシステムをつくり、例えば鉄道駅の周辺などに設置するなど、防災災害情報提供の拡充を提案します。ご見解をお聞かせください。

質問の2点目は、浸水危険地域等の屋外表示についてです。

品川区は、平成29年に改定された地域防災計画の内容と、今回新たに想定された浸水ハザードマップの情報を織り込んだ「しながわ防災ハンドブック」と「品川区防災地図」を全戸配布しました。このハザードマップにより、浸水危険地域やアンダーパス発生危険箇所など危険予測地域を区民の皆様に事前に周知し、日ごろの備えと災害時における避難行動の参考となるよう発信されたものと捉えています。今後こうした取り組みが災害時において実効性ある対策としていくには、浸水危険地域やアンダーパスなど危険予測地域をきちんと町なかにも表示し、紙情報の浸水ハザードマップの知識と一致させておく対策が必要であり、また、来訪者へ区内の危険地域情報を知らせる工夫も必要と考えます。そこで、日ごろから区民の方や来訪者に対し、ここが浸水危険地域、アンダーパスの危険場所と一目でわかるよう、路面表示や電柱に表示するなど、日常の防災意識を強化する対策を提案します。ご見解をお聞かせください。

質問の3点目は、避難経路となる桐畑隧道の抜本改善についてです。

現在、区は、津波避難対策の一つとして、区有施設と災害協定を締結した民間施設を津波避難ビルとしており、現在その数は区有施設と民間施設を合わせて37か所です。津波・高潮避難は、とにかく一刻も早く高台に避難することです。そのためには、さらなる津波避難ビルの確保とともに、今後はさらに地域の実情に合った避難対策も考えていく必要があります。具体的には、南大井地域の方が高台に避難する際、避難経路となる桐畑隧道の抜本改善です。現在、桐畑隧道は歩行者優先道路となっているため、道路に幾つかのポールが立てられ、自転車は走行できないよう交通安全対策が図られています。しかし、実際はポールを避けながら走行する自転車と歩行者がぶつかりそうになるトラブルが発生したり、ポールがあるためにベビーカーや車いすが通行しにくいなど、平常時の課題もあります。こうした平常時の課題解消と、災害時に避難経路となる桐畑隧道は道路幅を広げ、自転車と歩行者をきちんとすみ分けした通行帯を整備するなど、今後のあり方を考えていく必要があります。都市計画道路の一部であり、「J

Rの線路の下をくぐる桐畑隧道は、東京都とJRとの協議が必要ですが、避難経路の整備について、品川区の重点施策である防災対策の重要な課題の一つであるので、区から積極的に桐畑隧道の抜本改善に向けた協議を進めていくよう求めます。ご見解をお聞かせください。

次に、区民避難所についてお尋ねします。

質問の1点目は、避難所運営マニュアルについてです。昨年度、品川区はコンサルタントを導入し、各区民避難所運営マニュアルの更新作業を行いました。導入した目的は、例えば要配慮者や女性、子どもへの対応、ペットの同行避難の対応など、特に対応が必要な事項をどの運営マニュアルにも反映させるためのものと捉えています。各避難所の運営は、町会・自治会を中心とした防災区民組織や状況により避難者にも携わっていただくなど、地域住民による「自主運営」が基本です。各避難所において円滑な運営が図られるよう、各避難所によって受け入れ体制に差が生じないよう、区議会公明党は運営マニュアルの作成について何度か指摘してきましたが、今回更新された各避難所運営マニュアルは要配慮者や女性、子どもへの対応、ペットの同行避難への対応など、反映すべき項目はどの運営マニュアルにも反映されたのでしょうか。更新状況をお知らせください。

配慮を必要とする方のスペースの確保について、内閣府の避難所運営ガイドラインに、これまでの震災の教訓から、避難所で被災者を一旦受け入れ、場所取りが始まってしまうと、その人たちを再び再配置することは難しく、スペースの確保は事前に決めておくことが大切とあります。災害時において、どの避難所も混乱を最小限に抑え、円滑な運営がなされるためには、避難所運営マニュアルに反映すべき項目はどの運営マニュアルにも反映し、具体的なマニュアルとして置くことを求めます。例えば、今回導入されたコンサルタントを講師とした講習会などを開催し、先進的な避難所運営マニュアルの事例を紹介したり、各避難所連絡会議の情報交換する場を設けるなど、各運営マニュアルが随時更新・充実できる取り組みを提案します。ご見解をお聞かせください。

質問の2点目は、液体ミルクの周知啓発についてです。

液体ミルクの日本製造が可能となり、避難所の備蓄品として導入する動きが広がっています。江崎グリコ株式会社の「乳児用液体ミルクに関する調査」によると、液体ミルクの認知度は約3割と低く、子育て家庭の多くが知らない状態です。一方、製品情報を知った後の使用については、51.8%が「使用してみたい」と回答。さらに使用してみたい場所は、1位が「外出時」、2位が「災害時などの緊急時」となっており、液体ミルクは災害時の備えや外出時・夜間における授乳を簡便に行えるということから有用とされることがわかります。内閣府は、今年度改定する「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」に、乳幼児に必要な物資として液体ミルクを明記するとしています。また、東京都は今年度、備蓄と周知啓発に取り組むと決定するなど、国も都も液体ミルクの導入に向けた体制づくりを進めています。こうした動きの中、文京区では今年度導入することを決定しました。

一方、課題となっている保存期間についての備蓄方法は、乳児健診や母親学級、保育園の防災訓練などで液体ミルクを提供するなど、使った分を補充する「ローリングストック」方式を導入します。現在液体ミルクはアレルギー対応はされていませんが、災害時に有用なミルクなので、今後品川区としても導入を視野に入れ、今後各ご家庭において日ごろから飲み慣れておくための方策を考えておく必要があると考えます。例えば、保育園での使用や乳児健診の際にサンプルを配布するなど、子育て家庭に対する液体ミルクの周知・啓発を提案します。ご見解をお聞かせください。

質問の3点目は、ペットの同行避難への事前準備など周知啓発についてです。

平成29年に改定された品川区地域防災計画では、避難者が同行するペットについて受け入れるルール

を具体化するとし、災害時において飼い主とともに同行避難できるとしています。大切な家族の一員であるペットと一緒に災害時を乗り切るためには、飼い主の方による事前の準備や日ごろの備えが大切です。同行避難は災害発生時に飼い主がペットと一緒に避難所まで避難することを言いますが、避難所の中では人とペットのエリアは分かれています。こうした避難所の対応を飼い主の方やペットを飼っていない方に認識してもらい、同行避難の事前準備として、ペットが迷子にならないためのマイクロチップの装着やゲージに入れること、予防接種、ペットフードの確保、トイレのしつけや使用場所の管理など、避難所においては飼い主の方の責務で行うことについても事前に周知しておくことが必要であると考えます。そこで、今回全戸配布された「しながわ防災ハンドブック」にペットを飼っている人の対応について簡単に記載されていますが、事前の周知としては、ペットを飼う飼わないに限らず詳細な情報提供が必要であり、ハンドブックとは別に防災課と生活衛生課が連携してペットの同行避難に関する事前準備の情報などをまとめたパンフレットを作成し配布するなど、ペットの同行避難について事前準備など周知啓発を提案します。ご見解をお聞かせください。

次に、交通安全および防犯対策についてお尋ねいたします。

質問の1点目は、通学の交通安全対策の強化についてです。

近年、気をつけていても巻き込まれる事件・事故が多発しています。警視庁の調査によると、東京都の平成30年度における子どもの交通事故発生状況は前年に比べ77件増の1,567件発生し、そのうち死者数は5人、負傷者数は2,228人となっています。また、事故発生時間帯別状況は16時から18時が509件で最も多く、続いて14時から16時で332件となっており、登校時より下校時または下校後の時間帯に多く発生していることがわかります。また、道路別発生状況は、都道18.7%に対し市区町村道は73.8%と、都道に比べ高い発生率です。これまで品川区は、子どもを守るための交通安全対策として、主にスクールゾーンやゾーン30を設置し、安全対策を図ってきました。昭和47年から小学校などを中心に半径約500メートルの通学路に車両通行禁止の時間帯を設置したスクールゾーンは、2009年に区議会公明党の提案で見直され、登校時間の実態に合わせ、現在、午前7時半から8時半の時間帯を設定し、路面表示されています。スクールゾーンの時間帯の設定は、登校時間においては全校に、しかし下校時間においては一部の学校の周辺しか設定されていません。下校時間についてはこれまでさまざまな事情により設定できなかったとお聞きしていますが、昨今多発している交通事故から児童・生徒を守るためには、既存のスクールゾーンの点検を行い、状況に応じて下校時間が設定されていないスクールゾーンに対しても車両通行禁止時間帯を設定するなど、通学路における交通安全対策の強化を求めます。ご見解をお聞かせください。

質問の2点目は、登下校における防犯対策の強化です。

近年さまざまな凶悪犯罪が続発し、登下校時に子どもが襲われるなど、児童・生徒を取り巻く犯罪が相次ぎ、子どもの防犯対策の強化が喫緊の課題となっています。品川区は児童見守りシステム「まもるっち」の貸与や、小学校PTA連合会を中心とした登下校を見守る「83運動」、また、身の危険や不安を感じたときに駆け込む避難所となる「こども110ばんの家」、さらには生活安全サポート隊によるパトロールなどを実施しています。それらはそれぞれの役割があり、どれも重要な対策ですが、さらなる防犯対策の強化が求められる今、今後は既存の対策とともに、もっと広く地域の力をお借りするなど、まち全体で見守りを強化していく対策を考える必要があります。見守りの目は多ければ多いほど犯罪の抑止力となり、まち全体の安心・安全につながります。そこで、登下校の時間に防災行政無線屋外スピーカーを活用するなど、地域の方や見守りの協力を呼びかけ、まち全体の防犯意識の向上など防犯対策

の強化を提案します。ご見解をお聞かせください。

質問の3点目は、保育園のお散歩経路における安全対策についてです。

5月4日、大津市で、お散歩中の園児を巻き込む交通死傷事故が発生しました。また、5月15日には市原市で、公園で園児が遊んでいるところに車が突っ込む事故が起きるなど、子どもを巻き込む事故が相次ぎ、子どもの命を交通事故からどう守るか、対策が急務です。

厚生労働省は、全国の公私立保育所に対し、お散歩経路や利用する公園について安全性を確認するよう通達しました。また、その上で、保育所の外での活動は保育において重要なものであり、安全に十分配慮して引き続き積極的に実施してほしいとしています。お散歩は、子どもたちが大好きな保育活動の一つです。また、お散歩は外の環境に触れる機会となり、交通ルールや社会性を学ぶ機会となり、歩く力や体力をつけることができ、さらに公園で保育園にはないさまざまな遊具で遊ぶことができるなど、園庭があっても欠かせない保育活動の一つです。こうした保育活動を今後も安全に実施できるよう、今回の総点検と交通事故防止対策は大変重要な取り組みであり、区や警察など関係機関が総力を挙げて対策に当たることが求められます。

子どもは突然走り出したり、逆戻りしたり、一人ひとりの歩く速度が違うなど、子どもは予期せぬ行動をとります。また、子どもは視野が狭いため、大人には見えていても子どもには見えていない状況や、子どもの身長によってドライバーから死角になる場所など、たとえ見通しのよい交差点であっても危険は潜んでいると懸念します。また、現在設置されているガードパイプやガードレールの安全性なども点検が必要と考えます。

そこで、現在、品川区立・私立認可保育園を初め、区内各保育施設において実施されているお散歩経路と利用する公園の総点検はどのように行われているのでしょうか。また、総点検後の危険な場所について、区や関係機関は保育施設関係者に同行するなどして危険な現場を把握し、例えば交差点の安全策やガードパイプやガードレールの安全性などを含め、ハード・ソフト両面にわたる事故防止対策を図り、各保育施設のお散歩経路における安全対策を求めます。ご見解をお聞かせください。

最後に、東京2020大会に向けた品川区のまちを綺麗にすることについてお尋ねいたします。

日本の空の玄関、羽田空港、陸の玄関、国道357号線は、羽田空港から五輪会場に向かう最初のルートであり、羽田空港から品川まで約3キロメートルのこの区間は、訪日外国人が最初に目にする日本の風景となります。しかし、羽田空港から続く国道357号線の実態は、大量のごみやツルクサなどの雑草が放置されている状態で、とても日本の玄関とは言いがたい現状です。そうした中、3年前より国道357号線をきれいにしようと、月1回、NPO法人日本を美しくする会、清掃に学ぶ会の羽田街道おもてなし清掃の活動をしているボランティア団体があります。一方、品川区内には、町会・自治会を初め、高齢者クラブや民間ボランティアなど、さまざまな団体が美化清掃活動を行っています。こうした善意の活動をされている各種団体の皆様とともに、今後は明年の東京2020大会を契機に広く品川区民の皆様にも呼びかけ、皆で品川区のまちをきれいにする美化清掃運動を展開してはいかがでしょうか。

かつて初めて行われた1964年の東京大会では、開催前にまちをきれいにして世界中の人々を迎えようと、清掃美化運動が都内各地で巻き起こったそうです。客人を迎えるには、きれいに掃除をして迎える。掃除をすれば自分の心もきれいになる。東京2020大会の「おもてなし」の一つは、まちをきれいにして品川区に訪れた訪日外国人など、お客様をお迎えすることだと考えます。明年の東京2020大会を契機に、区はこれまで善意の美化清掃活動をされてきた各種団体をきずなで結び、今後はもっと広く区民や区内企業などに呼びかけ、東京2020大会に向け品川区のまちをきれいにする運動を、例えば品川区のボラン

ティア「しな助」でボランティアを募り、品川区全体で取り組むおもてなし美化清掃運動の実施を提案します。また、運動を展開するに当たっては、東京2020大会に向けた美化清掃運動とわかるよう、例えば共通のピブスなどグッズも必要と考えますが、それぞれ区のご見解をお聞かせください。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

区長（濱野健君） 私からは、防災対策についてお答えを申し上げます。

初めに、防災行政無線情報の見える化についてですが、区の災害時情報発信の骨幹である防災行政無線は、老朽化と無線設備規則の改正に対応するため、デジタル対応機器への更新を平成29年度から令和3年度にかけて進めているところであります。ご提案の防災行政無線情報の見える化につきましては、デジタル化に移行することにより、スマートフォンアプリへの情報伝達、デジタルサイネージへの文字表示、多言語への機械翻訳などが技術的に可能となることから、今年度の事業である災害時の情報収集・発信強化の検討の中で具体化してまいります。

次に、震災危険地域等の屋外表示についてですが、百反ずい道などのアンダーパスには入口部に電光掲示板やスピーカーを設置し、道路冠水が発生した際には危険をお知らせする対応を行っております。今回、全戸配布した品川区防災地図には、目黒川や立会川などが氾濫した場合の浸水ハザードマップだけでなく、多摩川水系の河川が氾濫した場合や高潮による氾濫が発生した場合など、さまざまな浸水ハザードマップを掲載しております。それぞれ浸水想定区域の最大浸水の深さが異なることから、ご提案の浸水ハザードマップと一致した浸水想定水位などの屋外表示につきましては今後の検討課題とさせていただきます。

次に、桐畑地下道についてですが、現状での利用上の課題については十分認識をしており、少しでも改善できるよう努めているところでございます。桐畑地下道は、現在、鉄道の下をくぐる幅員約3メートルの地下通路であり、都市計画道路補助31号線として、将来的には幅員20メートルにする予定でございます。防災まちづくりの観点からも重要な道路であることから、今後の道路ネットワークの整備状況や周辺のまちづくりの進展などを十分に見据えた上で、さらなる検討を進めるべきと考えております。

その他のご質問等につきましては各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔災害対策担当部長曾田健史君登壇〕

災害対策担当部長（曾田健史君） 私からは、区民避難所に関する質問にお答えします。

最初に、避難所運営マニュアルの更新の状況についてですが、昨年度、区では、各区民避難所の避難所運営マニュアルの更新を支援したところです。その中で、最近の災害事例を踏まえた要配慮者や女性の視点、ペットの同行避難などを提案しました。各避難所連絡会議では、これを踏まえた見直しが行われ、マニュアルの更新は飛躍的に進んだと認識しております。今回の更新を通じ、ほぼ全ての避難所で課題に対する見直しが行われました。なお、女性・子どもへの配慮において1避難所、ペットの同行避難では7避難所が見直し中であり、引き続き、全ての避難所のマニュアルで全ての項目が見直されるよう働きかけてまいります。

また、各避難所運営マニュアルの更新・充実についてですが、各区民避難所のマニュアルがさらに充実するよう、避難所運営マニュアルに基づく訓練や検証のほか、有識者による助言・啓発など、さまざまな取り組みについて検討を進めてまいります。

次に、液体ミルクの周知啓発についてですが、現在、保育園では、液体ミルクではなく粉ミルクを提供しております。液体ミルクは利便性にすぐれていますが、高額で賞味期限が短く、廃棄物が大量に出

るなど、保育園で使用するには多くの課題があります。また、乳児健診でのサンプル提供は特定商品の推奨につながるおそれもあり、難しいと考えております。つきましては、乳児健診や離乳食教室などで液体ミルクの内容や利用上の注意点についての啓発に努めてまいります。

次に、ペット同行避難に関する周知啓発についてお答えします。災害時のペット同行避難に関する対策は、ペットを同行する飼い主が避難所に躊躇なく避難する上で重要であるだけでなく、飼い主の精神面での支えになるほか、放浪犬による狂犬病や衛生面の使用などを防止する上でも必要なものです。そのため、これまでも防災課と生活衛生課で連携し、避難所連絡会議における同行避難受け入れに関する情報提供や、飼い主向けのパンフレットによる同行避難の事前準備、避難所での注意事項などの啓発を行ってまいりました。今年度は新たに、ペットを飼育していない区民も含め、より多くの区民にペット同行避難の必要性と事前準備について理解、協力を求めるチラシを作成・配布し、引き続き啓発してまいります。

〔教育次長本城善之君登壇〕

教育次長（本城善之君） 私からは、交通安全および防犯対策についてお答えいたします。

まず、スクールゾーンについては、さまざまな経緯によって現在の指定状況に至っております。交通を遮断することによる区民生活への影響や他の道路の交通量の増加等の課題もあることから、通行禁止時間帯の見直しを図るには、各地域の特性を十分に考慮する必要があります。一方で、区教育委員会といたしましても子どもの安全対策は最重要課題であるとの認識に変わりはありません。午後の時間帯での実施校の拡大につきましては、学校を初め、警察、道路管理者等の関係機関および地域とも十分協議し、今後のありようを検討してまいります。また、各学校においては、ヒヤリハット地図を含め、PTAや町会・自治会、関係機関等との連携を深めながら通学の安全確保に努めています。特に今年度からは通学の危険箇所について点検を行う「品川区通学路安全安心プログラム」を実施し、一層の安全強化を図ってまいります。

次に、登下校における防犯対策についてですが、現在でも通学安全確認員が通学路およびその周辺の巡回業務を行い、児童・生徒の安全対策を進めております。地域の大人による見守り活動は子どもを守るために大変重要な役割であると認識しており、今後は83運動の充実や防災行政無線の活用の可能性等についても検討し、まち全体に防犯意識が広まるよう努めてまいります。

〔文化スポーツ振興部長安藤正純君登壇〕

文化スポーツ振興部長（安藤正純君） 私からは、東京2020大会に向けた品川区のまちをきれいにするについてお答えをいたします。

まず、各種団体の美化清掃活動についてですが、品川区内では多くの町会・自治会、高齢者クラブや企業の皆様が自主的に美化清掃活動をされています。東京2020大会で品川区へ来訪される方々を気持ちよくお迎えするために、まちをきれいにすることは非常に重要なことであり、美化清掃活動の広がりはおもてなしの具現化に寄与するものと捉えております。

現在、区では、東京2020大会に向けた区独自ボランティア「しな助」が活動しており、イベントでの運営補助や花壇の装飾で東京2020大会を啓発する「花壇deしな助」を行うなど、活動内容に広がりを見せています。「しな助」の活動メニューに美化清掃活動を加えて区全体で取り組むという議員のご提案は、多くの区民が東京2020大会へ積極的に参画するという点と来訪者へのおもてなしの両面から有効と考え、実現に向けて検討してまいります。また、活動中は共通の「しな助」グッズを身につけ、美化清掃活動にとともに取り組む意識の醸成と品川区のPRにつなげたいと考えております。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

子ども未来部長（福島進君） 私からは、保育園のお散歩経路における安全対策についてお答えいたします。

保育園のお散歩経路等の安全確保につきましては、国の保育所保育指針に基づき、危険性や異常の有無、工事箇所や交通量等を点検・記録し、職員間で共有を図っております。また、今回の大津市の事故の後、都からの通知を受け、区内警察署とともに保育園・幼稚園の散歩コースについて調査しております。今後は警察と各所管部門で連携を図り、危険箇所について協議し、安全対策の向上に努めてまいります。

こんの孝子君 自席より再質問させていただきます。

ご答弁それぞれありがとうございました。質問というより、まず、要望を1点です。

一番最後に質問いたしました東京2020大会に向けての美化清掃活動、これについて。言うなれば、この美化清掃運動が品川区にとって、この東京2020大会のレガシーとなるということが一つ大事だろうというふうに思います。これをきっかけに品川区内の皆様と一緒に美化清掃を行う、これが東京2020大会の、そのきっかけとなっているわけですが、その後の活動ということにならないと東京2020大会だけのことになってしまいますので、その先が大事であるというふうに思います。ですので、その後の続ける、いわゆる継続の工夫もぜひお願いしたいと、要望をしたいというふうに思います。

あと、さまざまご答弁いただきましたが、考え方としては、品川区としてできるもの、できないもの、さまざまあるかと思えますけれども、特に防災対策についてはやはり喫緊の課題でありますので、その点しっかり、いつ起きてもおかしくないこの震災の中で、いつやる、どうやる、どこでやるということをしきちんと明確にさせていただきながら進めていただきたいと思います。

要望で終わります。

副議長（たけうち忍君） 以上で、こんの孝子君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

午後1時開議

議長（渡辺裕一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告いたします。休憩中に、傍聴人より写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規約第8条の規定により、これを許可いたしました。

一般質問を続けます。

吉田ゆみこ君。

〔吉田ゆみこ君登壇〕

吉田ゆみこ君 品川・生活者ネットワークを代表して一般質問を行います。

最初に、第7期品川区介護保険事業計画「いきいき計画21」と第3期品川区地域福祉計画に関連して、高齢者施策について伺います。

まず、高齢者の相談から支援につなげる仕組みの構築についてです。

いきいき計画21では、高齢者を元気高齢者、自立のために何らかの支援が必要な自立支援高齢者、要介護高齢者のカテゴリーに分けて政策を計画しています。その中で重要な施策となるのが「相談から支

援につながる仕組み」です。一方、第3期品川区地域福祉計画でも、地域共生社会をめざして地域包括ケアシステムの構築を進めるとしており、施策の柱の一つに「適切な支援につながる仕組みづくり」を掲げています。さらには、計画期間5年間の重点課題の一つに「高齢者等の相談支援体制の充実」を挙げています。両計画が「相談から支援につながる」仕組みづくりを重要なポイントとしていることが読み取れます。その実現のためには、相談窓口の充実と支援体制の充実、そして「つなげる」、すなわちコーディネート力が必要です。両計画では、支え愛・ほっとステーションをそれらの機能を担う大きな役割と位置づけています。2011年から身近な相談窓口として順次開設されてきた支え愛・ほっとステーションは、今では13地域センターに置かれ、区から受託した社会福祉協議会が2人ずつコーディネーターを配置しています。その2人のコーディネーターが2016年からは生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターの役割も担うことになり、介護保険事業上も地域福祉計画上も一層重要な位置づけとなっています。

そこで質問します。

支え愛・ほっとステーションのコーディネート力の向上については区としてどのように取り組まれているのか、お聞かせください。支え愛・ほっとステーションのコーディネート力向上については、生活者ネットワークとしてかねてより課題であると考え、2017年の一般質問でも取り上げています。そのときのご答弁では、都主催の研修受講や定期的な連絡会等を通じてスキルアップと情報交換を進めながら育成していくとのことでした。しかし、現時点でもコーディネーターによって力量にばらつきがあると言わざるを得ません。これまで行ってきた研修などによる人材育成の成果に対する区の評価を伺います。今後も今までの人材育成の方法の継続でよいとお考えでしょうか。

福祉の現場では有効とされているスーパービジョンのような手法も取り組むべきと考えますが、見解をお聞かせください。

また、コーディネート力を上げて、ご相談を受けた後、地域にその方の支援ができる社会的資源としてのサービスがなければコーディネートのやりようがありません。既に存在する社会的資源を発掘して顕在化させるとともに、多様なサービスを地域につくり出すための施策も必要です。現在は、統括コーディネーターである高齢者福祉課と地域の生活支援コーディネーターが、地域に社会的資源としてのサービスを生み出す施策を連携して行うということですが、具体的にどのようなことが実行されているのかお聞かせください。そして、これまでにどれぐらいの成果があったのか、現時点での成果を数字でお示しください。

地域で生み出されたそれらの多様なサービスは、ボランティアな意思から生み出されたものですが、できることなら継続していただくことが望ましく、そのためにはある程度の継続のための支援が必要になります。例えば、ほっとサロン開催のための支援などは承知していますが、ほかに行われている継続のための支援策をお答えください。

コーディネートに加え、社会的資源を生み出すこと、その他地域の要支援高齢者を見出すことなども支え愛・ほっとステーションのコーディネーターの役割に挙げられています。現時点では13ステーションに2名の配置ですが、役割の重さを考えると増やす必要があると考えます。これについても2017年の一般質問で伺っていますが、2名が妥当というご答弁でした。しかし、第3期地域福祉計画の中で役割が増す方向にあることを鑑みれば、やはり2名では計画達成が難しいと考えます。今後の人員増の可能性について見解をお聞かせください。

今後の支え愛・ほっとステーションを考える上で上では、これまでの事業についてのモニタリングが

必要と考えます。まず、委託事業者である社協によるモニタリングについて報告を受けておられるか、お答えください。

その際には、自己評価に加えて、相談をした人、支え愛サービスを利用した人、地域支援員からそれぞれ率直な評価を聞き取り、それらを踏まえて実施すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、「いきいき計画21」にある支え愛・ほっとステーションと在宅介護支援センターとの連携について伺います。

品川区は、高齢者福祉課を基幹の地域包括ケアセンターと位置づけ、在宅介護支援センターをそのプラチとしてしています。品川区が今月、東京都に提出した「地域包括ケアセンター運営状況調査」にも、それを前提として答えています。しかし、一方では、支え愛・ほっとステーションの役割が大きくなっており、前述のとおり、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターの役割も担っています。これからは支え愛・ほっとステーションが地域包括ケアセンターとして機能していくようにも読み取れます。今後、品川区は地域包括ケアシステムをどのように展開されようとしているのでしょうか。

第3期品川区地域福祉計画は、初めて「介護保険事業計画」「障がい者関連の計画」「子ども若者関連の計画」を横断する計画としてつくられています。高齢者、障がい者、子ども、若者を包括してケアするという地域包括ケアの方向性に、生活者ネットワークは賛同をいたします。この計画期間中に品川区の地域包括ケアシステム制度を再構築すべきではないでしょうか。その中で、在宅介護支援センターと支え愛・ほっとステーションの役割を整備する必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、介護者への支援について伺います。

「いきいき計画21」には介護者への支援策が盛り込まれました。介護者支援の充実の項目に、1、介護者交流や介護者向け講座や研修事業の充実、2、介護と仕事の両立支援、介護離職ゼロの推進の2つの項目があります。しかし、具体策はほとんど示されていません。そして、計画の主な事業として、実態把握、ケアマネージャー、介護サービス事業者、介護者への普及啓発や情報提供としています。ここには、これまで生活者ネットワークが何回か指摘してきましたヤングケアラーへの支援の視点が全くありません。

質問します。

「いきいき計画21」に掲げられている介護離職、ダブルケアに関する実態把握の事業はどのように計画され、どのように実行されているのかお知らせください。

また、実態把握が進んでいるのであれば、その後の支援策をどのように考えているのか、見解を伺います。

ヤングケアラーについての実態もよくわからないのが実情と推察します。自分の人生構築をまさに行おうとしている時期である子ども、若者の困難な立場については、一刻も早く支援の手を差し伸べるべきであり、そのためにもまずは実態の把握をすべきと考えますが、見解をお聞かせください。

また、その実態が一番あらわれるのは教育の現場であると考えます。まずは、品川区の教育委員会と協力しての調査が必要と考えます。区教委として既に把握されている現状があればお聞かせください。

また、高校生のケアラーの場合も考えると、区教委として東京都教育委員会の協力要請も必要と考えますが、区教委の見解をお聞かせください。

ヤングケアラーの問題は、昨年度末に行われた厚労省による「ヤングケアラーの実態に関するアンケート」が、厚労省子ども家庭局所管で行われていることからわかるように、所管を広くまたぐ課題です。教育委員会との協力だけでなく、具体的な支援策については所管を超えての検討が必要です。福祉

政策を横断的につなげる第3期地域福祉計画にこの視点が明確にあらわれていないことは大変残念ですが、今後具体策を検討していく上では、所管を超えてヤングケアラー支援策に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

次に、第5期品川区障害福祉計画、第1期品川区障害児福祉計画 以下、「障害児者計画」から伺います。障害児者計画には、今期における主要テーマと今後の取り組みとして6項目掲げていますが、その中から、1、相談支援の充実、2、地域生活支援拠点の整備、3、人材育成について伺います。

最初に、相談支援の充実として、基幹相談支援センターの役割についての質問です。

品川区は、基幹相談支援センターの機能を障害者福祉課に置いています。人員配置を確認したところ、障害者福祉課の相談担当が基幹相談支援センターの役割を兼務しているとのことでした。しかし、基幹相談支援センターが必要とされるのは障害児者計画を支援する法律の進化の過程で、障害児者への個別の相談支援が充実し、そのために障害者相談支援事業の機能の強化、総合的かつ専門的な相談支援や地域課題への対応、地域における人材育成等が求められ、それらを実施する機関が必要になったためです。基幹相談支援センターの設置は必須ではありませんが、品川区として設置した以上は、その役割を果たすことが必要です。

質問します。

基幹相談支援センターの役割として、総合的かつ専門的な相談支援が求められていますが、障害者福祉課の基幹相談支援センターの役割を兼務している人の専門的な資格の所持者についてお答えください。資格としては、主任相談専門員や相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師などが想定されています。資格所持者の配置は必須ではありませんが、センターの役割を果たす上では必要と考えます。どの資格所持者が何人いるのでしょうか。1人が重複して所持している場合は、その数字もお答えください。

基幹相談支援センターは、総合的かつ専門的な相談のほかには地域課題への対応も求められており、そのためには、地域のサービス事業所についての情報など、地域の情報を広く深く知っていくことが必要です。品川区にはサービス事業者が少ないため、他自治体の事業にも一定精通していることが求められます。地域拠点相談支援センターも同様の役割を担っていますが、それらの地域拠点相談支援センターの中核とされる基幹相談支援センターには一層の専門性と情報の量が必要と考えます。異動を前提とする区の職員がこれらの専門性や情報を獲得するためにどのような対策をしておられるのか、お知らせください。

基幹相談支援センターは、権利擁護や虐待の防止もその役割としています。障害者福祉課も本来業務としてその役割を担うことは当然であり、担っていることも承知しています。しかし、権利擁護や虐待防止については、事の性質上、行政当局とは距離のある第三者的な立場の存在が必要です。第三者性の確保をどのように行っておられるか伺います。

次に、生活支援拠点の整備について伺います。

障害者計画では、今後障害児者が地域生活を続ける上では、1、相談、2、地域生活体験の機会・場、3、緊急時の受け入れ体制、4、専門性、5、地域の体制づくりの5つの視点から機能整備が課題であるとしており、2017年度には課題解決に向けた取り組みとして3つの地域生活支援拠点を設置したとしています。それぞれの拠点には、地域生活支援拠点コーディネーターを配置したとあります。

質問します。

品川区地域生活支援拠点事業実施要綱からは、障害児者が地域生活を送る上で、地域生活支援のサー

ビスを有効に利用できるようコーディネートすることが役割であると読み取れます。しかし、コーディネートは、高齢者施策の質問でも触れたとおり、地域にさまざまな生活支援のためのサービスが存在して初めてできることです。しかし、品川区の障害児者サービスは足りていません。にもかかわらず、先に地域生活支援拠点コーディネーターを配置した理由をお聞かせください。

現時点で要綱が求めるコーディネートをする場合には、他自治体のサービスも含めたコーディネートが必要ですが、他の自治体の施設やサービスの紹介も役割と理解してよろしいでしょうか。お答えください。

地域生活支援拠点コーディネーターを配置して2年間で地域生活支援拠点の整備がどこまで進んだか、お聞かせください。また、今年度の取り組みについて進捗状況をお知らせください。

次に、人材育成についてです。

障害児者計画では、現状と課題として多様な障害特性に応じた専門性のある支援を提供できる人材の育成が重要とあります。以下、人材育成の取り組みについて具体的にお答えください。

計画に挙げられている精神障害者ホームヘルプステップアップ研修の実施状況と現状での成果をお知らせください。

同じく、計画で検討するとされている医療的ケアが必要な障害児者への対応のため、医療的ケアができる介護職員の養成の検討について、検討の状況と今後の見通しについてお知らせください。

同行援護、移動支援の援護・支援の従事者の数が少なく、支給時間数が増えても支援員が足らずに使えないという声が、支援を必要とする当事者からもサービス事業者からも聞こえてきます。区として行っている育成のための研修等の取り組み状況と成果についてお知らせください。

最後に、羽田新飛行ルート計画に対する「品川区としての地元の意見」のまとめ方について伺います。

生活者ネットワークは、羽田新飛行ルートに反対する立場に立ち、品川区が国や都から地元の理解について問われたとき、品川区がどんな発言をするかについて追及してきました。地元の理解を前提とするこの計画において、国や都に対する地元自治体の発言が重要であると考えます。これまで国や都で今後予定されている会議の場での「地元の理解」についての発言には、「品川区民の中には根強い反対意見があるということを入れるべきではないか」という問いに対して、一度も明確な答弁をいただいていません。区民にはさまざまなご意見があるというのがその根拠であると理解しています。しかし、このたび、ことしの第1回定例議会では、全会一致で、この飛行ルートは容認できない、見直しを求めるといった内容の決議が出されました。区民のさまざまな意見はあっても、この決議については無視することは許されません。

この質問に先立ち、東京都の航空政策担当職員に確認をしたところ、いずれ開かれる東京都主催の連絡会では、各自治体のスタンスを確認する予定とのことでした。都が確認しようとしているのが「地元区民の意見の確認」ではなく「各自治体のスタンスの確認」というところに危惧を覚えています。うがった見方をすれば、区民の意見とは別のところに自治体のスタンスがあることを認めているかのような発言です。また、先日の荏原第二地域センターで開催された教室型説明会では、国交省の担当者が「何をもって地元の同意とするかは、今後、都や区と協議したい」と言っており、あたかも区民の意見や議会の決議とは別の「地元の同意」もあり得るように聞こえました。国から独立した自治体である品川区が、区民や議会の意思とは別のところで「品川区のスタンス」や「地元の同意」を表明することは許されません。

質問します。

東京都の連絡会で、品川区のスタンスを確認される際には、羽田新ルート計画に反対する区民の根強い反対の声や、このルートは容認できない、見直しを求めるといった趣旨の区議会の決議を踏まえたスタンスを副区長は表明すべきです。どのような発言をするのか、明確にお答えください。

また、東京都の連絡会やその後開かれるであろう国の協議会において、品川区が行った発言については、議事録の公開だけでなく品川区として公式に公表すべきと考えますが、見解を伺います。

以上をもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

区長（濱野健君） 私からは、高齢者の相談から支援につなげる仕組みの構築についてお答えを申し上げます。

まず、支え愛・ほっとステーションのコーディネーターについてですが、区内全地区に配置が完了し、地域の身近な相談窓口としての機能を発揮していると認識しております。今後も研修やケース検討など定期的な研さんの場を設け、対応力の向上を図ってまいります。また、社会福祉協議会、いわゆる社協本部に統括コーディネーターを配置し、各地区の相談支援を行っております。

次に、社会資源の発掘についてですが、地域の中で「ちょっとした困りごと」のある人への支援を行うボランティアである地域支援員の確保に努めており、昨年度は全地区で343名の方々が登録しております。また、気軽に立ち寄れるフリースペースの増設や運営支援を行い、地域の中の居場所づくりを進めております。

次に、コーディネーターの増員についてですが、事業の進捗状況を踏まえ、検討してまいります。

事業につきましては、社協から相談記録や件数などの実績報告を受け、協議を行いながら実施しております。また、各地区におきましては地域支援員やサービス利用者等も参加する地域交流会を試行的に開催し、意見交換を行っております。

次に、支え愛・ほっとステーションと在宅介護支援センターとの連携についてですが、コーディネーターは相談内容に応じて専門機関である在宅介護支援センター等へつないでおります。今後も切れ目のない相談体制の充実に努めてまいります。

こうしたことにより、地域における医療や介護、介護予防、生活支援、これらを包括的に提供する地域包括システムを推進するとともに、区民、関係機関、専門職、行政がそれぞれの役割を果たしながら横断的な取り組みを進めてまいります。

区といたしましては、支え愛・ほっとステーションは身近な地域の相談窓口として、在宅介護支援センターは専門性が必要な支援を行う機関として、それぞれ充実に努めてまいります。

介護者への支援につきましては、在宅介護支援センターが行う総合相談の中で、ご本人やご家族の状況を把握し、支援を行っております。その中で、ダブルケアや介護者の就労状況に関する相談にも応じ、適切な対応に努めているところであります。

ダブルケア等の実態把握につきましては、介護保険に関するニーズ調査の中で行ってまいります。

次に、家族への介護に児童・生徒がかかわらざるを得ない、いわゆるヤングケアラーに関する教育委員会としての実態把握についてですが、教育総合支援センターでは、所属する学校支援チーム「HEARTS（ハーツ）」による支援の中で、ご指摘のようなケースもございます。その場合には、状況に応じて情報提供をするなど、適切に関係機関との連携を行っております。

次に、東京都教育委員会への協力要請についてですが、区教育委員会が高校生に直接関与することはありませんが、本人などから相談があった場合などには都の教育相談センター等につなぐ立場にあると

認識しております。

その他のご質問等につきましては各担当部長等よりお答えをさせていただきます。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

福祉部長（伊崎みゆき君） 私からは、障害者福祉についてお答えします。

初めに、基幹相談支援センターの職員の資格についてですが、社会福祉士が3人、精神保健福祉士が1人、幼稚園教諭が1人、保育士が2人、そのうち重複して所持している職員は2人です。基幹相談支援センターとしての役割を踏まえ、資格や福祉職場経験を重視して配置をしています。着任後には専門性をより高めていけるよう、OJTや外部研修を通じて知識や経験の習得に努めています。

権利擁護、虐待防止については、市区町村の責務として障害者福祉課を障害者虐待防止センターと位置づけ、早期発見・早期対応するとともに、関係機関と連携し、障害者の権利の擁護を行っています。

次に、地域生活支援拠点コーディネーターについてですが、支援体制の構築の基盤づくりを進めるため、早期に配置をしたものです。現在、民間事業者の誘致に取り組んでおり、今後サービスをふやしてまいります。なお、既に地域生活支援拠点の役割の一つとして、必要に応じて他の自治体の施設やサービスの紹介を行っています。今後はさらに相談機能の充実を初め、事業所間連携の強化等を進め、地域生活支援拠点の機能を高めてまいります。

次に、「精神障害者ホームヘルパーステップアップ研修」では、施設実習も取り入れ、介護技術の維持向上を図っています。平成28年度から30年度までの3年間で49人が修了しています。また、医療的ケアができる介護職員の養成については、各法人が職員に対してたん吸引研修等の受講を積極的に進めております。視覚障害者の移動に係る支援スキルの習得を行う「同行援護従事者研修」は、同じく3年間で74人が受講を修了しています。また、知的障害者等の移動の介護に関するスキルの習得を行う「移動支援従事者研修」は、同じく3年間で40人が受講を修了しました。引き続き多様なサービス人材の育成に取り組んでまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

初めに、連絡会での発言内容についてですが、現時点において連絡会の開催通知は届いておりません。今後連絡会が開催された場合は、区議会での決議や区に届けられたさまざまな声などを踏まえ、国に対する意見として、落下物対策や騒音環境低減に向けたさらなる取り組みと、区民への丁寧な説明、周知の継続実施を求めてまいります。また、都心上空を飛行する現飛行ルート案を固定化することがないよう、早急な検討を強く求める考えでございます。

次に、発言の内容についてですが、まず、協議会につきましては、品川区が直接発言する予定はございません。また、連絡会につきましては、必要に応じて適宜適切な方法にて公開してまいります。

吉田ゆみこ君 自席から再質問をいたします。

最初に、高齢者施策です。支え愛・ほっとステーションのコーディネーター力の向上の研修については、今までどおりの研修を続けていくということで、区としてはそのように評価していらっしゃるのでしょうか。

それから、介護者への支援についてなんですけれども、ヤングケアについて、HEARTSでそういう状況が見えているということは承知をしております。求めましたのは、品川区として実態把握に努めるべきではないかということなんですけれども、その点についてお答えいただいていないように思うんですが、いかがでしょうか。

それから、障害者福祉のほうです。基幹相談支援センターでの権利擁護や虐待防止について、第三者性の確保をどう行っているかというのを伺ったのをお答えいただけないように思いますので、お答えください。

それから、同行援護や移動支援の従事者の育成のための研修の受講者の数は伺いましたが、成果として、それがどれくらい事業に仕事として結びついているのか、従事に結びついているかを成果として伺ったので、お知らせください。

それから、最後の羽田の問題です。私が伺っているのは、今後行われるであろう連絡会での発言に、区民の根強い反対の声と、それから区議会の決議を踏まえたスタンスで発言すべきということなんですが、今考えられていることからそれが読み取れないので、その点についてお答えください。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

福祉部長（伊崎みゆき君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

私からは、高齢者福祉と障害者福祉に関してお答えいたします。

まず、高齢者福祉ですが、支え愛・ほっとステーションのコーディネーターの研修につきましてはこれまでも行ってきておりまして、今後も社会福祉協議会と連携をとりながらコーディネート力の向上について研修を進めていきたいと考えております。

もう一点のヤングケアラーのお話ですけれども、区として実態把握に努めていくべきだというご指摘でございます。区といたしましては、今後の、来期の介護保険事業計画をつくるに当たってさまざま調査を考えておりますので、その中で検討をしてみたいと思います。

続いて障害者福祉です。障害者福祉の基幹相談支援センターが権利擁護に対して第三者的な視点が必要ではないかというご指摘でございます。権利擁護に関しましては、基幹相談支援センターである品川区のほうで第三者的な視点を持ちましてきちんと行っておりますし、場合によっては、必要に応じて、成年後見などが必要な方はきちんと成年後見のセンターと連携をしながら進めております。特に第三者性が損なわれているというふうには考えておりません。

同行援護につきましては、先ほど研修の回数と受講人数を申し上げました。当然のことながら、受講してくださった方は各必要な方への支援に入っているというふうに捉えております。

以上でございます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

都市環境部長（中村敏明君） 羽田の再質問についてお答えいたします。

今後開かれる予定である連絡会の意見についてということでございますけれども、現時点でまだ通知が届いておりませんので、あくまで検討の段階でございます。その中では、区としましては、区議会の決議、落下物・騒音への不安、国の説明周知不足などを理由とする決議につきましては重く受けとめるところでございます。また、説明会でもうさまざまな意見が出ているというところで、そういったところを踏まえて、まずは騒音、それから落下物、こういったものに向けたさらなる取り組み、こういったところについて意見を申し上げます。また、それに加えて、現在のルートが固定化することがない検討についても強く求めるということで、区議会の意見を重く受けとめ、地域の説明会の中での意見を踏まえたものであるというふうに認識をしています。

以上でございます。

吉田ゆみこ君 再々質問いたします。

支え愛・ほっとステーションのコーディネーターの研修、やっていることは承知しております。質問

したのは、コーディネータに課題が見えているから質問しているわけで、今までの研修、そのままでもいいというお考えなんでしょうか。その辺もう一度確認させてください。

それから、介護者への支援、ヤングケアラーへの実態把握です。子どもたちの問題であり、それが来期の実態把握では、今、現に大変な立場に立っている子どもたちが間に合いません。ぜひ早く取り組むべきと考えますが、もう一度お考えをお聞かせください。

それから、障害者福祉の第三者性です。障害者福祉課として第三者性のある立場に立とうとしているのはまあ理解するとしても、客観的な、やっぱり第三者性の確保が必要だと思います。その辺どのように確保されているのか、お聞かせください。

それから、移動支援、同行援護の従事者です。受講者がそのまま全部従事者になっているというお考えなんでしょうか。その辺もう一度　そうは思えないんです。その辺、確認させてください。

それから、羽田新ルート計画に対する発言の問題です。今のご答弁だと、要するに、この発言の中に品川区民の反対の声と決議の内容は入れないというように聞こえるんですけども、それは許されることではないと思っております。その辺もうちょっと明確にお答えください。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

福祉部長（伊崎みゆき君） 吉田議員の再々質問にお答えを申し上げます。

まず、高齢者福祉ですが、支え愛・ほっとステーションのコーディネーターの研修につきましては、研修は引き続き社会福祉協議会と協力をして工夫をしながら進めてまいります。なおかつ、支え愛・ほっとステーションのコーディネーターを統括するスーパーバイザーの役割を果たす者も配置をしておりますので、こういった方からの協力も得ながら、コーディネータのアップを進めてまいります。

ヤングケアラーにつきましては、介護保険計画のアンケート調査を今年度行う予定ですので、その中で検討を進めてまいります。

障害者福祉につきましては、先ほど権利擁護、虐待防止の第三者的な視点がというご指摘でしたが、区では、法に基づいて作成しました障害者虐待防止マニュアルに沿って適切に対応を行っております。法に基づいてきちんと区が報告を受け、速やかに対応し、必要であれば東京都と連携をしながら行っております。特に第三者性に欠けるものとは考えてはおりません。

それから、同行援護の研修を行った、受講をした方が実際に稼働しているかというご質問でございます。基本的に同行援護の研修につきましては、実際に視覚障害者の方の支援をしていらっしゃる方が受けるといったケースが多いと聞いております。そういったことから、その支援の中で実際にそのスキルを生かして下さっているというふうに把握をしております。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

都市環境部長（中村敏明君） これから開催されるであろう連絡会についての意見についてでございますけれども、まず、区議会におきまして、落下物・騒音への不安、国の説明周知不足等、こういった理由がございました。また、説明会においても不安の声がたくさん聞かれました。そういったところを踏まえまして、まずはその不安を払拭するにはどうしたらいいかということにつきまして、説明を十分していただくということが国に対して区が行うべきものだというふうに考えております。したがって、落下物・騒音環境低減に向けたさらなる取り組み、そして区民への丁寧な説明を行っていただくということ、また、それに加えまして、ほかにもさらに方法がないのかというところで、現在の飛行ルート案を固定化することがないような案についても検討を求めていくということでございます。

議長（渡辺裕一君） 以上で、吉田ゆみこ君の質問を終わります。

次に、松本ときひろ君。

〔松本ときひろ君登壇〕

松本ときひろ君 無所属、松本ときひろ、通告に基づき一般質問を行います。

最初に、都区制度改革について伺います。

私が所属しております日本維新の会は、統治機構改革を党の方針としている政党でございます。ここ東京都も、都区制度について長らく議論がされており、これは区民にとっても重要な問題ですので、何点か伺ってまいります。

まず、先日、堺市長選挙がございました。我々日本維新の会は候補者を擁立し、その結果、我が党公認の永藤英機新市長誕生となりましたが、選挙期間中、対立候補である野村ともあき候補が、インターネット上で「東京23区はみんな市になりたがっています」と発信されました。東京都から特別区にもっと権限を移譲すべきという立場は東京23区共通のものとして理解していますが、「みんな」が市になりたがっているという話は初耳でしたので驚きました。この点については、平成19年に第二次特別区制度調査会が公表した「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想があり、これを一つの根拠として発信されたのではないかと思考するところでございます。ただ、この報告書は、特別区長会から制度改革後の特別区のあり方の審議検討を依頼された第二次特別区制度調査会が提言したものにすぎません。そして、この提言に対する各区長の評価は必ずしも明確ではありません。

そこで質問いたします。

特別区長会としてではなく、品川区長として、「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想に対する見解をお聞かせください。

さて、「基礎自治体連合」の構想の是非は置くとしても、都と区の役割分担、財源配分は未解決の問題として現在も存在しております。児童相談所を除き、もう10年以上大きな動きはございません。地方分権の基本的発想である、住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、「ニア・イズ・ベター」が徹底されていない現状は、区民にとってよい状況とは言えません。都区制度の諸課題に対し、当区としても積極的に取り組んでいくべきでありましょう。昨年の品川区長選挙では都区制度改革は争点となっておりますでしたが、品川区長も平成29年第4回定例会において、地方自治法の基礎自治体優先の原則を踏まえ、広域的に都が実施すべき事業以外は区が担うことを基本とした事務配分と、それに見合う安定的財源確保に向け、今後も全力で取り組んでまいりますと述べられています。都区制度の諸課題に具体的にどのように取り組まれているのか伺います。

都区制度改革は、待機児童問題や特別養護老人ホーム不足の問題のような個別の課題と異なり、抽象度の高い課題です。しかし、超高齢化社会、人口縮減時代を迎える我が国においては、従前の枠組みを維持したままでは対応できない問題が発生してまいります。

総務省の自治体戦略2040構想研究会第二次報告には、「東京圏では、地方圏の市町村が時間をかけて取り組んできた市町村合併や広域連携が進展していない」との記載があります。そして、今後考えられる対応として、圏域内の自治体が連携した医療・介護サービスを供給体制を構築することが挙げられています。これらの記述は、東京都が特別区の区域の再編とセットでなければ事務移管の具体的な協議に入らないと主張していたことと、ある意味オーバーラップするところであります。既存の枠組みをゼロベースで見直す議論は、既に定着している文化・コミュニティの問題もあり、極めてハードルが高いものです。しかし、先延ばしは、年金問題同様、結局将来世代への負担につながります。

そこで質問いたします。他と連携した医療・介護サービス供給体制の構築に関する見解、さらには区

域の再編に関する見解を伺います。

さて、我々日本維新の会は、大阪において、東京都を一つのモデルとした大阪都構想を推進していますが、この大阪都構想では、現在の東京都と特別区が抱えている役割分担、財源配分の問題についても手当てされております。役割分担の点で言えば、例えば教職員の人事権を特別区が持つようにする、財源配分については、東京都に比べ特別区の比率を大幅に引き上げるなど、特別区の権限を強化する構想でございます。このような大阪都構想について西川太一郎荒川区長が、「実現すれば、東京が大阪から学ぶときが来る」など肯定的な発信をされておりますが、東京においても参照すべき部分があるのではないかとこの観点から、大阪都構想についての区長の見解を伺います。

次に、保育事故の防止について伺います。

待機児童問題が叫ばれて久しくなりましたが、当区においても積極的に予算措置を講じ、受け入れ拡大に努めているものと承知しております。一方で、保育事故の懸念は保護者の中には常に存在するところであり、当区においても注力しなければならないことは異論のないところだと思います。

区は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、認可保育園、家庭的・小規模保育事業等に対する指導検査を行っております。この指導検査、保育事故防止の観点からは、やはり抜き打ちチェック、すなわち事前通告なしで保育施設を訪問するという形が最も効果的だと考えます。平成30年決算特別委員会において区は、平成30年度は160回ほどの保育施設に対する指導検査を行う予定で、大体1割ぐらいは事前通告なしで回る計画と述べております。1割というのはやはり少なく、保育事故防止の観点からは、この比率を上げていくべきと考えます。そこで、実際の平成30年度の抜き打ちチェックの件数を伺うとともに、今後の方針を伺います。

次に、チェック体制も重要となります。特に検査員について、保育施設での勤務経験の有無は保育施設をチェックする際の視点という点で大きな意味を持ちます。当区においても保育施設長経験者の活用を行っているとのことですが、現在の活用状況について伺います。

さらに、チェック内容も重要でございます。「平成30年度品川区認可保育所指導検査基準」によれば、「事故発生の防止および発生時の対応について」の体制整備として挙げられている観点は、「事故の発生またはその再発を防止するための措置を講じているか」のみであります。具体的なチェックリスト等が策定されているのか伺います。

また、実際に大阪市で行われていることなのですが、重大な保育事故につながりやすい食事中、午睡中、プール活動・水遊び中など、訪問時間を工夫することも必要と考えますが、区の見解を伺います。

さて、以上の質問は、認可保育施設に関するものでございます。しかし、「うつぶせ寝の死亡事故、『認可外』が『認可』の4倍」といった報道もなされており、保育事故防止の観点からは認可外保育施設に対するチェック体制が極めて重要でございます。もっとも、認可外保育施設に対する立入調査権限は、児童福祉法59条第1項により、区ではなく都の所管となっております。先ほどの都区制度改革についての質問の部分で、「ニア・イズ・ベター」が徹底されていないと申し上げましたが、まさにこういった点が大きな問題でございます。政令指定都市、中核市については、児童福祉法59条の4第1項により、立入調査権限が政令指定都市、中核市にあります。したがって、認可保育施設、認可外保育施設ともに基礎自治体がチェックするという体制が構築されているわけでありまして。なお、特別区を含めた児童相談所を設置する市も立入調査権限を持つことになっておりますので、今後、当区における児童相談所の設置はこの点からも対応していくべき課題と考えます。

さて、東京都がきちんと認可外保育施設に対する立入調査を徹底していれば、まだ事は重大ではない

のかもしれませんが。しかし、厚生労働省の認可外保育施設指導監督の指針によれば、年1回以上の立入調査が原則とされているところ、東京都の報告では、平成28年度の認可外保育施設に対する立入調査の実施率は20%を切っています。国の指針が全く守られていない現状がございます。当然のことながら当区にも認可外保育施設に通う子どもたちがたくさんいるわけで、安全が十分に守られているのか懸念が生じるのは自然でございましょう。区民の生命・身体の安全にかかわるこの問題、都の所管だからと区が放置するのは、区民に対して無責任であると考えます。

そこで、都による認可外保育施設への立入調査が徹底されていない現状に対する区の認識について伺います。

また、都による認可外保育施設への立入調査が徹底されていない現状に対し、区として東京都に具体的な改善を要求しているのか伺います。

さらに、繰り返しになりますが、「ニア・イズ・ベター」の観点からすれば、また、統一的な保育施設の保育事故防止対策という観点からすれば、認可外保育施設の立入調査権限はまさに都から区に移譲すべき事務であると考えますが、特別区長会含め、そのような議論は行われているのでしょうか。少なくとも、都区のあり方検討委員会で示された「区に移管する方向で検討する事務」として挙げられた53項目の中に、この認可外保育施設の立入調査権限は含まれておりません。この点については、例えば埼玉県では、政令指定都市、中核市以外の全市町村に対しても特例条例を定め、平成23年には立入調査権限が移譲されております。認可外保育施設で保育事故が多発している現状に鑑みれば、他の事務とは別に早急に特例条例を定めるよう都に要請すべきと考えますが、この見解を伺います。

さて、仮に区や区長会が特例条例を定めるよう求めたとしても、都が応じるかは確かに不明でございます。では、区民の安全をあずかる区が手をこまねいてよいのかといえ、そんなことはないはずで、保育事故はいつ起こるかわからず、区民の生命にかかわる問題でございます。そこで、強制調査という形では困難でも、任意調査という形で認可外保育施設への訪問を行うということが考えられるのではないのでしょうか。実際に、杉並区においては、保育施設等巡回指導・訪問事業実施要綱を定め、杉並区独自の事業を行っており、巡回指導の対象に認証保育所を含めています。また、杉並区は、日本維新の会、木村ようこ前杉並区議会議員の質疑に対し、ベビーホテルや企業型保育に対する巡回訪問も要綱上不可能ではない旨述べております。保育事故を防止する、区民の生命を守るということであれば、当区においても直ちに独自の認可外保育施設に対する巡回指導・訪問体制を整備すべきと考えますが、見解を伺います。

最後に、面会交流支援、親の別居・離婚を経験した子どものケアについて伺います。

面会交流、子どもの連れ去り問題、この言葉は、実際にこの問題の当事者になった方以外にはなかなかなじみがないものかもしれません。今日は、ぜひともこの言葉、そして現在我が国で起こっていることを皆様にご存知いただきたいと思っております。

面会交流とは、別居や離婚によって子どもと一緒に暮らしていない親が子どもと会うことです。我が国も批准する児童の権利条約第9条3項には次のように規定されております。「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係および直接の接触を維持する権利を尊重する」。別居・離婚して子どもと親が離れ離れになったとしても、子どもの利益に反するような場合以外は原則親子の交流は確保すべきだ、これがこの条文の意味するところであります。

ところが、我が国ではこの面会交流が十分に行われていないことが少なくありません。離れ離れに暮

らしている親子が会いたいと思っても、十分に会えないことがあるんです。面会交流を求めて調停・審判を申し立てていることはできるのですが、裁判所での相場は月1回数時間と言われております。これまで毎日一緒に過ごしていた親子が、月1回数時間しか会えない、そのつらさをぜひとも想像していただきたいと思うのです。しかも、実際には月1回さえ会えていない親子、年単位で会えていない親子も少なくありません。調停・審判手続には時間がかかり、その間一切面会交流が行われていない親子がいます。子どもと一緒に暮らしている親が面会交流に拒絶感を持っていると、裁判所は協力が得がたい、高葛藤であると言って交流頻度を下げたり、写真送付や手紙での交流しか認めなかったりすることがあります。一旦面会交流の条件が決まったとしても、約束が守られないこともあります。中には、面会交流を妨害するために、実際にはDVがないのにDV主張がなされたり、自治体のDV等支援措置が悪用されたりする事案もあると報じられております。もちろん、DVの疑いがある場合などに慎重になるべきことは当然なのですが、私が問題としておりますのは、DV、児童虐待がない場合であるにもかかわらず、別居の際、一方の親が他方の親に同意なく子どもを連れていき、そのまま親子の交流が断絶されているような事案なのです。さらに言えば、現在の裁判実務を前提にすると、DV被害者 DV被害者でございます。DV被害者が子どもを連れ去られた場合も、親子交流が断絶されてしまう可能性があるのです。この問題、実は子育て世帯だけの問題ではありません。祖父母。祖父母にはそもそも面会交流権自体が認められておりませんので、祖父母が孫に会えなくなったとしても、裁判所に助けを求めることさえできないのです。もう何年も孫に会えていないおじいちゃん、おばあちゃんがいるんです。

このような状況の中で、国会では、そもそも離婚後に単独親権しか認めていない我が国の現民法に問題があるのではないかと、離婚後、共同親権を導入すべきではないかという議論もされていますが、政府の腰は重いままで。我が国の現状について諸外国からも批判が起こっており、ことしの2月には国連の児童の権利委員会から改善するよう勧告まで出ております。

一見、国政レベルと思えるこの問題ですが、自治体レベルでできることもあります。面会交流が十分に行われない理由の一つとして、面会交流実施のための連絡や子どもの受け渡しが、子どもと暮らす親にとって負担ということが挙げられます。別居・離婚しているわけですから、これ自体は心情としては自然なものだと考えます。そこで、例えば兵庫県明石市では、父母の間にスタッフが入り、面会交流日程の調整をサポート、さらに交流当日、父母にはそれぞれ別々に待機してもらい、お互いに顔を合わせることなくスタッフが子どもを引き合わせるという支援を行っています。このような面会交流支援、当区でも導入すべきと考えますが、区の見解を伺います。

さて、別居・離婚によって最も傷つくのはやはり子どもです。残念ながら、公教育などにおいて、親の別居・離婚時の子どもの心の動き、親がどういう言動をとると子どもの精神的負担になるかといったことを学ぶ機会が我が国ではほとんどありません。一方で、諸外国の中には、離婚時に親教育、親ダンスを行っているところがあります。親教育、親ガイダンスの内容としては、離婚時の親の態度が子どもに与える影響や、離婚後の親子交流の重要性などが挙げられます。先ほど言及いたしました明石市でも、離婚届の配布時などに「親の離婚と子どもの気持ち」という小冊子が配布されています。このような別居・離婚が子どもの精神に与える影響を記載した小冊子の配布、これは決して大きな予算を伴うものではありません。もう小冊子と言わずとも、プリントアウトしてステープラーどめしたもので問題ないと思います。離婚届の配布時等に、別居・離婚、そしてそれに伴う親の言動が子どもの心に与える影響について周知するための資料を配布すべきと考えますが、区の見解を伺います。

別居・離婚に伴う子どもの養育問題は極めて根が深く、検討すべき事項が多岐にわたります。本日行

っている質問は導入程度にすぎません。私自身、実は親の離婚を経験した身であります。親が別居・離婚したとしても、子どもにとって親は親でございます。DV、虐待対策、問題ある親の対処は当然必要ですが、私はたとえ親が別居・離婚したとしても、子どもたちが両親と同じように触れ合いながら成長できる社会の実現が児童の権利条約の趣旨にかなうものと信じております。この問題については、今後も引き続き取り上げてまいりたいと思っております。

最後に、別居・離婚は当事者である大人にとっても大きな精神的負担で、カウンセリングなどを受ける方も少なくありません。子どもたちにとってはなおのこと精神的負担でありましょう。スクールカウンセラー等において親の別居・離婚を経験した子どもたちが相談しやすい体制の構築、例えばスクールカウンセラーを子どもたちに周知する際の相談例として別居・離婚に関するものを入れるなどが必要と考えますが、この点について見解を伺いまして、私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

区長（濱野健君） 私からは、都区制度等にかかわるご質問にお答えを申し上げます。

初めに、「基礎自治体連合」の構想等にかかわる考えについてですが、この構想は、それまでの自治権拡充の方向に合致した新たな自治の仕組みであります。また、「都の区」の廃止も含め、具体化に向けては法制度上の課題もあるものと認識しております。

次に、都区制度の諸課題に対する取り組みについてですが、現行制度の最重要課題は、都と区が処理する事務の役割分担の明確化と、それに基づく安定的な財源配分を確立することであることから、都との協議を早期に再開することを要望しているところであります。

次に、他区と連携した医療・介護サービスの供給体制につきましては、現在でも介護保険は利用者が他自治体のサービスを選択できる制度となっております。また、住民限定の地域密着型サービスも、自治体間の手続きにより他自治体のサービスの利用が可能となっており、自治体間で連携を図っているところであります。

また、区域の再編についてですが、自治体戦略2040構想研究会の報告では、人口にかかわる課題を圏域内の自治体の連携で克服するとしておりますが、高齢化など同様の課題を抱える近隣区との区域再編による解決は難しいものと考えております。

次に、大阪都構想についてであります。現在、府と市において協議が行われているものと理解しております。

その他のご質問等につきましては各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

子ども未来部長（福島進君） 私からは、保育事故の防止および面会交流支援等についてお答えいたします。

まず、平成30年度に事前通告なしで指導検査等を行ったのは20件です。今後も緊急性を考慮し、適切に実施してまいります。

次に、チェック体制につきましては、施設長経験者を活用し、園運営全般にかかわるアドバイスなど、知識や経験を生かした指導を行っております。検査用のチェックリストについては、都が作成したものを利用しております。重大事故につながりやすい午睡や食事中については検査項目に含まれており、検査の中で確認をしております。

次に、東京都の立入調査ですが、平成29年3月から巡回指導チームを編成し、全ての認可外保育施設

を回るなど、東京都として取り組みを強化しています。認可外保育施設の立入調査権限は、児童相談所の設置により東京都から移譲されますので、特例条例を定める要請は考えておりません。

認可外保育施設の区独自の指導訪問については、保育課に複数の保育園長OBを配置するなど、指導体制は整備されていますので、訪問するために必要となる要綱の制定について検討してまいります。

次に、面会交流支援等についてです。面会交流支援については、相談内容に応じて東京都や公益社団法人家庭問題情報センターなど、専門機関・団体を紹介し、問題解決が図られておりますので、区で独自に行う予定はございません。

次に、離婚届の配布時には、面会交流や養育費のパンフレットを配付しておりますが、子どもの心のケアのパンフレットについては現在のところ配付しておりません。

最後に、親の別居・離婚を経験した子どもたちの相談しやすい体制についてです。本区では、各校のスクールカウンセラーのほか、HEARTSや教育相談室などさまざまな窓口を設け、多様な内容を受け入れています。その周知としては、親の別居や離婚問題に限らず、困ったことや悩み、心配事などがあれば何でも相談してほしいと呼びかけるカードの配布やポスターの提示などを行っており、今後とも子どもたちが相談しやすい体制づくりに努めてまいります。

松本ときひろ君 自席より再質問させていただきます。

まず、都構想についてでございますけれども、現在協議が行われているということはお答えいただきましたけれども、できれば評価も伺えればと思います。

また、続きまして面会交流支援についてでございますけれども、先ほど都のほうでやっているから、紹介されているというお話がありましたが、これは、きょう、実は、質問としては一貫しているかなと思うのが、「ニア・イズ・ベター」の発想、これはもう一貫しているところじゃないかなというふうに思っています。この面会交流支援についても、例えば品川区内で別居している親御さんたちがいらっしゃった場合に、じゃあ東京都でやっていることを紹介して、区外の東京都がやっている施設でやってくださいと言うのは、やはり「ニア・イズ・ベター」の発想からするとちょっと違うんじゃないかというふうに思います。ぜひともこの品川区におきまして面会交流支援を進めていただきたいと思いますが、改めて区の見解を伺います。

〔区長濱野健君登壇〕

区長（濱野健君） 松本議員の再質問にお答えを申し上げます。

現在、都区制度については、都と区の協議はとまっているところであります。たしか都と区の協議については3つの部会を設けて、それぞれの分野について話し合いをしておりました。私自身は、いわゆる財源配分の部会の部会長をしていたというふうに記憶しておりますが、やはり財務配分については、現在、東京都が45%、特別区が55%、これを財源配分をしております。つまり、共通財源の配分の仕方でありまして、固定資産税でありますとか、東京都が一旦とって、それを特別区と折半をしているという配分の仕方でありまして、これについて議論を重ねてきましたけれども、なかなかやはり東京都も財源については譲る気配がない。特別区も譲るつもりはない。ということで、一旦ストップしてしまっているところであります。これについて再開を要するというのはなかなか非常に困難なことだろうというふうに思いますが、例えば今回の児童相談所などもそうでありまして、区と都の仕事の配分について大きく変わるようなときがあれば、再度その財源配分についても話し合いができるのではないかというふうに思っております。前回、清掃が東京都から特別区に移譲されたときに、財源配分についても随分議論をして今の形になったわけでありまして、児童相談所だけで財源配分の話が再度できる

かということについては若干の懸念がありますけれども、そうした大きな変化のときに、再度財源配分について都とやり合うことができるのではないかというふうに思っているところであります。

以上です。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

子ども未来部長（福島進君） 面会交流支援についての再質問にお答えいたします。

この面会交流支援ですけれども、区におきましても、離婚時やその後につきましても相談自体は行っておりまして、第一次的には区のほうで受付をしています。さらに込み入っている場合等につきましても都や専門団体のほうにつないでいるということでございます。

また、区として独自の支援につきまして、あるいは支援の拡大につきまして、どの程度必要性があるのかにつきましては、今後研究したいというふうに考えております。

松本ときひろ君 区長、ご答弁ありがとうございます。

すみません、私、ちょっと緊張してしまして、質問がちょっと不確かだったかもしれないですけども、都区制度というか、大阪の都構想についてでございます。

先ほど、やはり大きな事務の配分が変わるときに、一つこれは東京都とも話し合うきっかけになるんじゃないかというふうにおっしゃられておりましたが、まさに大阪都構想は事務配分も財源の配分も変えていこうという構想でございますので、こういった大阪での取り組みをきっかけに、ぜひとも東京都と交渉を再開して これはもちろん都知事がいることですが、再開していただきたいなというふうに思う次第です。

もう一度ご答弁いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

〔区長濱野健君登壇〕

区長（濱野健君） 大阪の都構想のお話が議員からなされましたけれども、若干政治的な状況が東京と大阪では違うかなというふうに思っておりまして、たしか大阪は、府も市も同じ維新が 何ていうんでしょうかね、何て言ったらいいんだろう やっておられると思いますが、東京の場合はちょっとそれとは様子が違いますので、大阪がやっているから東京もできるだろうというふうにはなかなかいかないものだと認識をしております。いかないけれどもいきたいというのは思いとしてはありますけれども、現実はそのことだろうというふうに思います。ありがとうございます。

議長（渡辺裕一君） 以上で、松本ときひろ君の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。区長から、請願・陳情の処理経過および結果の報告、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づくものとして、株式会社品川都市整備公社に係る第37期決算報告、第38期事業計画、品川区土地開発公社に係る平成30年度決算報告、令和元年度（平成31年度）事業計画、公益財団法人品川国際友好協会に係る平成30年度決算報告、令和元年度（平成31年度）事業計画、一般財団法人品川ビジネスクラブに係る平成30年度決算報告、令和元年度（平成31年度）事業計画、公益財団法人品川文化振興事業団に係る平成30年度決算報告、令和元年度（平成31年度）事業計画、公益財団法人品川区スポーツ協会に係る平成30年度決算報告、令和元年度（平成31年度）事業計画、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告4件、監査委員から平成31年1月から4月までの各月末日現在における出納検査結果について、以上の書類が提出されましたので、これを受理し、お手元に配付しております。

次に、日程第2から日程第32までの31件を一括議題に供します。

日程第 2

第37号議案 品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第 3

第38号議案 品川区行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

日程第 4

第39号議案 品川区特別区税条例の一部を改正する条例

日程第 5

第40号議案 品川区消費者センター条例の一部を改正する条例

日程第 6

第41号議案 品川区立創業支援施設条例の一部を改正する条例

日程第 7

第42号議案 品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8

第43号議案 品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例

日程第 9

第44号議案 品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

日程第10

第45号議案 品川区立保育所における時間外保育等に関する条例の一部を改正する条例

日程第11

第46号議案 品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第12

第47号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

日程第13

第48号議案 品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

日程第14

第49号議案 品川区立高齢者多世代交流支援施設条例の一部を改正する条例

日程第15

第50号議案 品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

日程第16

第51号議案 品川区立心身障害者福社会館条例の一部を改正する条例

日程第17

第52号議案 品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

日程第18

第53号議案 品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例

日程第19

- 第54号議案 東品川文化センター・シルバーセンター大規模改修工事請負契約  
日程第20
- 第55号議案 東品川文化センター・シルバーセンター大規模改修機械設備工事請負契約  
日程第21
- 第56号議案 東品川文化センター・シルバーセンター大規模改修電気設備工事請負契約  
日程第22
- 第57号議案 南ゆたか保育園・児童センター改築工事請負契約  
日程第23
- 第58号議案 八潮北保育園大規模改修工事請負契約  
日程第24
- 第59号議案 防災行政無線設備更新工事請負契約  
日程第25
- 第60号議案 第二戸越幹線整備工事（北品川立坑）請負契約  
日程第26
- 第61号議案 鮫浜小学校校舎改築その他工事請負契約  
日程第27
- 第62号議案 鮫浜小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約  
日程第28
- 第63号議案 鮫浜小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約  
日程第29
- 第64号議案 城南小学校・幼稚園外構整備その他工事請負契約  
日程第30
- 第65号議案 指定管理者の指定について  
日程第31
- 第66号議案 指定管理者の指定について  
日程第32
- 第67号議案 防災服他の買入れ

議長（渡辺裕一君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

副区長（桑村正敏君） 第37号議案、品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

本案は、工業標準化法が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第38号議案、品川区行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例について。

本案は、工業標準化法が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第39号議案、品川区特別区税条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、特別区民税における区市町村等に対する寄附金に係る特例控除の対象を、総務大臣が指定する区市町村等に対する寄附金に限るものであります。

第2に、令和元年12月1日から令和2年12月31日までの間に住宅の取得等をして居住の用に供した場合に、特別区民税における住宅借入金等特別税額控除の期間を3年間延長するものであります。

第3に、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した乗用の自家用軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割について、税率1%分を軽減するものであります。

第4に、特別区民税の非課税措置の対象として、児童扶養手当の支給を受けている父または母のうち、現に婚姻をしていない者等で、前年の合計所得金額が135万円以下であるものを加えるものであります。

第5に、軽自動車税の種別割について税率を軽減するいわゆる軽課の適用期限を平成31年度分から令和3年度分までに延長した上で、乗用の自家用電気軽自動車等に限り、軽課の適用期限例を令和5年度分までに延長するものであります。

本条例は公布の日から施行し、軽自動車税の環境性能割に関する改正規定は令和元年10月1日から、特別区民税の非課税措置に関する改正規定は令和3年1月1日から、乗用の自家用電気軽自動車等に係る軽課の適用期限に関する改正規定は令和3年4月1日から、それぞれ施行するものであります。

次に、第40号議案、品川区消費者センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、消費者センターの機能を集約するため、消費者センターの位置を現在の「品川区大井一丁目14番1号」から「品川区西品川一丁目28番3号」に改め、中小企業センターの4階に移転するものであります。

本条例は、令和元年9月24日から施行するものであります。

次に、第41号議案、品川区立創業支援施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、創業を予定する者、新分野へ進出する中小企業等の支援を推進するため、武蔵小山創業支援センターに交流室を設置するものであります。

本条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

次に、第42号議案、品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、「放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準」が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件を改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第43号議案、品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、ぷりすくーる西五反田の幼児教育施設の保育料を無償化するとともに、保育の必要性の認定を受けた幼児の預かり保育利用料の一部を無償化するものであります。

本条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

次に、第44号議案、品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、保育所および区立認定こども園における満3歳以上の児童の保育料を無償化するものであります。

本条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

次に、第45号議案、品川区立保育所における時間外保育等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、区立認定こども園における保育の必要性の認定を受けた児童の預かり保育利用料の一部を無

償化するものであります。

本条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

次に、第46号議案、品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、特定教育・保育施設における年収約360万円未満の世帯等に対する食材料費の徴収基準を改めるほか、規定を整備するものであります。

本条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

次に、第47号議案、品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業における満3歳以上の児童の利用者負担額を無償化するものであります。

本条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

次に、第48号議案、品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、介護保険法施行令が改正されたことに伴い、低所得者に係る保険料率を減額するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第49号議案、品川区立高齢者多世代交流支援施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、高齢者の介護予防および生きがいづくりを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進するため、「東品川高齢者多世代交流支援施設」を「品川区東品川三丁目32番10号」に設置するものであります。なお、本施設の設置に伴い、東品川シルバーセンターを廃止するため、付則において品川区立シルバーセンター条例の一部改正を行っております。

本条例は、令和2年9月1日から施行するものであります。

次に、第50号議案、品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例について。

本案は、社会福祉基金のうち「障害者用善意社会福祉基金」ほか4基金について、障害児者総合支援施設の整備費に充当するため、これらの基金を廃止するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第51号議案、品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例について。

本案は、心身障害者福祉会館において新たに障害児相談支援事業を実施するほか、規定を整備するものであります。

本条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

次に、第52号議案、品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、建築物の不燃化・耐震化を促進し、災害に強い安全な市街地および商店街のにぎわいを維持した市街地の形成を図るため、「戸越六丁目東地区地区計画」を決定したことに伴い、当該区域内における建築物の用途、敷地面積の最低限度等に関する制限を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第53号議案、品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例について。

本案は、区立幼稚園の保育料を無償化するとともに、保育の必要性の認定を受けた児童の預かり保育利用料の一部を無償化するものであります。

本条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

次に、第54号議案、東品川文化センター・シルバーセンター大規模改修工事請負契約について。

本案は、東品川文化センターおよび東品川シルバーセンターについて、施設の老朽化が進んでいることから大規模改修工事を行うものであります。なお、東品川シルバーセンターについては、工事に伴い、東品川高齢者多世代交流支援施設への転換を図るものであります。契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は5億7,530万円、契約の相手方は品川区西品川二丁目13番19号、仲岡・小坂建設共同企業体、代表者、仲岡建設株式会社代表取締役社長、中込守で、工事の概要は別添図面のとおりであります。

なお、本議案から第56号議案までの3議案の支出科目等は、令和元年度一般会計、令和2年度債務負担行為で、工期は契約締結の日の翌日から令和2年6月30日までであります。

次に、第55号議案、東品川文化センター・シルバーセンター大規模改修機械設備工事請負契約について。

本案は、同施設の機械設備工事を行うものであります。契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は3億2,450万円、契約の相手方は品川区大井一丁目47番1号、大成温・塩谷建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社代表取締役社長、水谷憲一であります。

次に、第56号議案、東品川文化センター・シルバーセンター大規模改修電気設備工事請負契約について。

本案は、同施設の電気設備工事を行うものであります。契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は3億5,992万円、契約の相手方は品川区荏原四丁目5番17号、マスミ・中尾建設共同企業体、代表者、株式会社マスミ電設、代表取締役、渡部弘太郎であります。

次に、第57号議案、南ゆたか保育園・児童センター改築工事請負契約について。

本案は、南ゆたか保育園および南ゆたか児童センターについて、既存の施設を解体し、新たな施設の建設工事を行うものであります。契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は8億9,210万円、契約の相手方は品川区小山六丁目9番12号、山田・大久建設共同企業体、代表者、山田建設株式会社品川支店支店長、三木修で、支出科目等は、令和元年度一般会計、令和2年度債務負担行為であります。なお、工期は契約締結の日の翌日から令和3年2月26日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第58号議案、八潮北保育園大規模改修工事請負契約について。

本案は、八潮北保育園について、施設の老朽化が進んでいることから大規模改修を行うものであります。契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は2億6,653万円、契約の相手方は品川区中延四丁目6番16号、加地建設株式会社代表取締役、加地保弘で、支出科目等は、令和元年度一般会計であります。なお、工期は契約締結の日の翌日から令和2年2月28日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第59号議案、防災行政無線設備更新工事請負契約について。

本案は、防災行政無線設備について、老朽化が進んでいることから、北品川四丁目2番先ほか45か所に設置している当該設備の更新工事を行うものであります。契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は2億6,526万5,000円、契約の相手方は品川区東品川四丁目1番16号、三愛電子・田中電設建設共同企業体、代表者、三愛電子工業株式会社代表取締役、寺井一郎で、支出科目は、令和元年度一般会計であります。なお、工期は契約締結の日の翌日から令和2年3月16日までであります。

次に、第60号議案、第二戸越幹線整備工事（北品川立坑）請負契約について。

本案は、戸越地区および西品川地区における浸水被害の軽減を図るため、第二戸越幹線の下流部を整備することから、子供の公園隣接地内に立坑を築造する工事を行うものであります。契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は7億9,530万円、契約の相手方は新宿区西新宿六丁目8番1号、大成・松本建設共同企業体、代表者は大成建設株式会社東京支店、常務取締役支店長、須藤史彦で、支出科目等は、令和元年度一般会計、令和2年度および令和3年度債務負担行為であります。なお、工期は契約締結の日の翌日から令和3年6月7日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第61号議案、鮫浜小学校校舎改築その他工事請負契約について。

本案は、鮫浜小学校の校舎について、施設の老朽化が進んでいることから改築工事を行うものであります。契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は30億4,590万円、契約の相手方は新宿区津久戸町2番1号、熊谷・大洋・圓山建設共同企業体、代表者、株式会社熊谷組首都圏支店、常務執行役員支店長、上田真で、工事の概要は別添図面のとおりであります。

なお、本議案から第63号議案までの3議案の支出科目等は、令和元年度一般会計、令和2年度から令和4年度まで債務負担行為で、工期は契約締結の日の翌日から令和4年5月31日までであります。

次に、第62号議案、鮫浜小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約について。

本案は、同施設の機械設備工事を行うものであります。契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は6億3,580万円、契約の相手方は品川区西五反田八丁目11番21号、太洋・三協建設共同企業体、代表者、太洋テクニカ株式会社代表取締役、河合正三であります。

次に、第63号議案、鮫浜小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約について。

本案は、同施設の電気設備工事を行うものであります。契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は4億6,530万円、契約の相手方は品川区大崎二丁目11番1号、大崎ウィズタワー11階、振興・サンコー建設共同企業体、代表者、振興電気株式会社代表取締役社長、門間俊道であります。

次に、第64号議案、城南小学校・幼稚園外構整備その他工事請負契約について。

本案は、平成29年第3回定例会で議決をいただき、改築工事を施工しております城南小学校および城南幼稚園について、同校の既存の校舎等を解体し、校庭および園庭の整備、倉庫等の建設工事を行うものであります。契約の方法は随意契約で、契約金額は6億9,300万円、契約の相手方は渋谷区渋谷一丁目16番14号、東急・小川建設共同企業体、代表者、東急建設株式会社東日本建築支店、執行役員支店長、園田有で、支出科目等は、令和元年度一般会計、令和2年度債務負担行為であります。なお、工期は契約締結の日の翌日から令和3年1月29日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第65号議案、指定管理者の指定について。

本案は、杜松地域密着型多機能ホームの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。指定する団体の名称は、社会福祉法人若竹大寿会で、指定期間は令和元年12月1日から令和6年11月30日までの5年間であります。

次に、第66号議案、指定管理者の指定について。

本案は、杜松特別養護老人ホームの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。指定する団体の名称は、社会福祉法人若竹大寿会で、指定期間は令和元年12月1日から令和6年11月30日までの5年間であります。

次に、第67号議案、防災服他の買入れについて。

本案は、防災服等の機能性および視認性を向上させ、防災行政の円滑化を図るため、防災服、帽子お

よびベルトの買い入れを行うものであります。種類および数量は、防災服4,623着、帽子4,623個、ベルト4,623本で、買い入れ価格は8,975万5,545円、契約の方法は制限付き一般競争入札、契約の相手方は中央区月島二丁目20番15号、船山株式会社東京本店、取締役本店長、多田奈美で、支出科目は、令和元年度一般会計、納期は令和元年11月29日であります。

以上で31議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（渡辺裕一君） 本件につきましてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺裕一君） 質疑なしと認めます。

日程第2から日程第4まで、日程第19から日程第29までおよび日程第32の15件につきましては総務委員会に、日程第5および日程第6の2件につきましては区民委員会に、日程第7から日程第12までおよび日程第18の7件につきましては文教委員会に、日程第13から日程第16まで、日程第30および日程第31の6件につきましては厚生委員会に、日程第17につきましては建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第33を議題に供します。

日程第33

第36号議案 令和元年度品川区一般会計補正予算

議長（渡辺裕一君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

副区長（桑村正敏君） 第36号議案、令和元年度品川区一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新規事業や早期に取り組む必要がある事業を対象として編成をいたしました。

補正額は、歳入歳出とも5億466万7,000円を追加し、総額を1,882億5,866万7,000円とするものであります。

歳入。

第13款国庫支出金は、4億5,266万7,000円の増額で、臨時商品券事業費補助金等の新規計上でありませ

ず。

第17款繰入金は、1,500万円の増額で、文化スポーツ振興基金繰入金の追加であります。

第18款繰越金は、3,700万円の増額であります。

続いて、歳出。

第2款総務費は、1,500万円の増額で、品川宿の新たな観光まちづくり事業の新規計上であります。

第5款産業経済費は、4億5,266万7,000円の増額で、国庫支出金を活用したプレミアム付き臨時商品券事業の新規計上であります。

第6款土木費は、3,700万円の増額で、戸越公園仮設管理詰所整備費の新規計上であります。

以上で第36号議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（渡辺裕一君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺裕一君） 質疑なしと認めます。

日程第33の歳出予算の補正につきましては所管の常任委員会に、総合審査につきましては総務委員会に付託いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいまお手元に配付してあります追加議事日程を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第一を議題に供します。

追加日程第1

第68号議案 副区長の選任同意について

議長（渡辺裕一君） 本件について説明願います。

〔区長濱野健君登壇〕

区長（濱野健君） 第68号議案、副区長の選任同意につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第162条の規定により、和氣正典君を副区長に選任いたしたいと存じます。

何とぞご同意いただきますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、説明を終わります。

議長（渡辺裕一君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺裕一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては、直ちに採決いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

本件につきましては、起立により採決いたします。

本件は、原案に同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺裕一君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は原案に同意することに決定いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後 2 時 41 分開議

議長（渡辺裕一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
追加日程第 2 を議題に供します。

追加日程第 2

第 69 号議案 監査委員の選任同意について

議長（渡辺裕一君） 本件について説明願います。

〔区長濱野健君登壇〕

区長（濱野健君） 第 69 号議案、監査委員の選任同意につきましてご説明申し上げます。  
地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、識見を有する者として、島田幸太郎君を選任いたしたいと存じます。

何とぞご同意いただきますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、説明を終わります。

議長（渡辺裕一君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺裕一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては、直ちに採決いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

本件は、原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案に同意することに決定いたしました。

次に、追加日程第 3 を議題に供します。

追加日程第 3

議員提出第 5 号議案 議員派遣の件

議長（渡辺裕一君） 本件について説明願います。

〔石田秀男君登壇〕

石田秀男君 ただいま議題に今日されました議員提出第 5 号議案、議員派遣の件につきまして、提出者を代表して提案理由をご説明申し上げます。

本案は、6 月 26 日の議会運営委員会において全会一致で決定し、提案するものでございます。

内容につきましては、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

〔案文朗読〕

以上で本議案についての説明を終わります。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（渡辺裕一君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺裕一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては、直ちに採決いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第34を議題に供します。

#### 日程第34

##### 請願・陳情の付託

議長（渡辺裕一君） 期日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会および議会運営委員会に付託いたします。

なお、同表の特別委員会付託部分にあります令和元年陳情第19号につきましては行財政改革特別委員会に付託いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、文書表の特別委員会付託文のとおり、令和元年陳情第19号につきましては行財政改革特別委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、7月9日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は7月10日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時47分散会

議長 渡辺 裕 一  
副議長 たけうち 忍  
署名人 鈴木 真 澄

同 のだて 稔 史